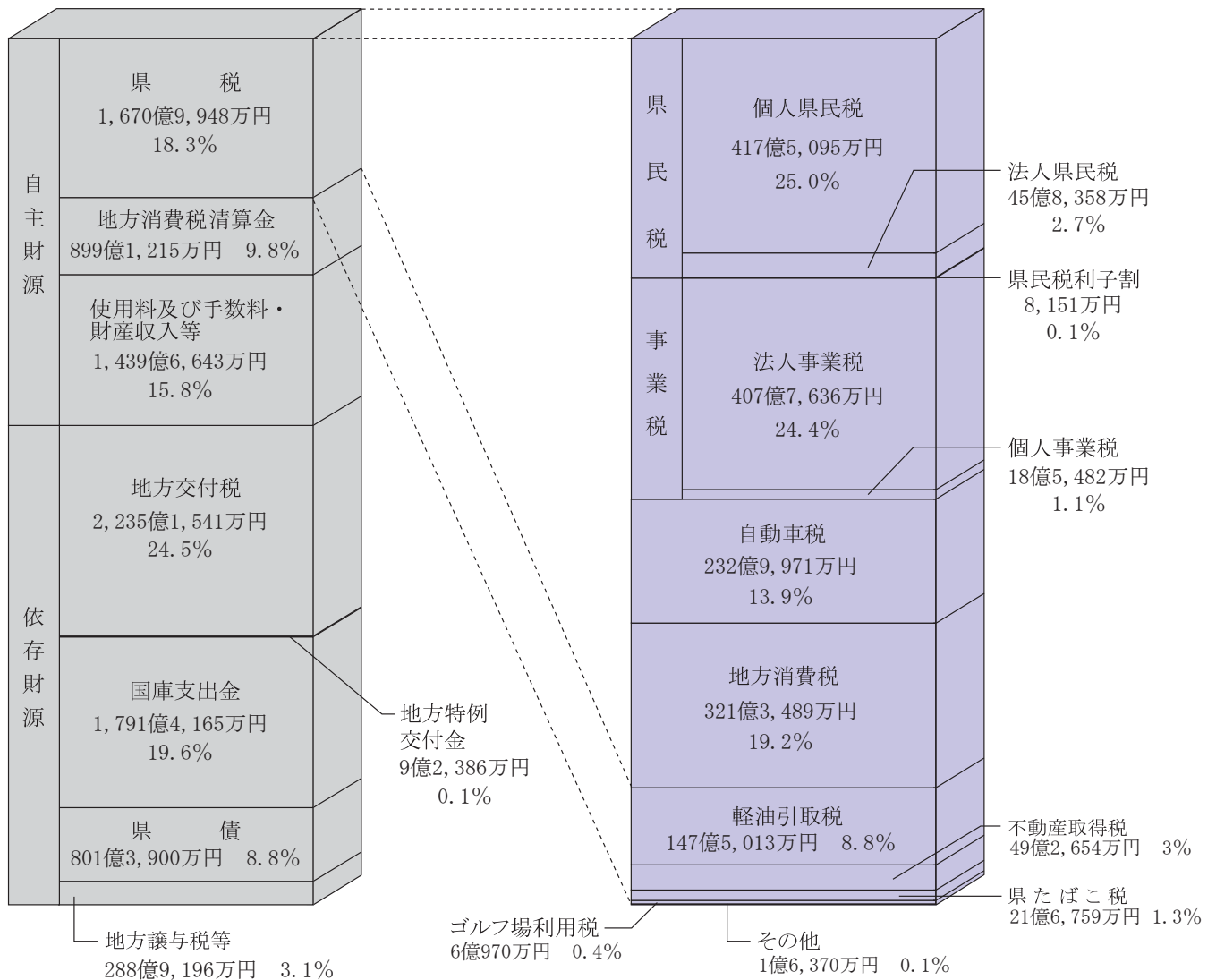


令和5年度(2023年度)当初予算は、「平成28年熊本地震」「令和2年7月豪雨」「新型コロナウイルス感染症」の3つの大きな課題への対応を最優先とし、このような状況の中、半導体産業のさらなる集積に向けた取組みやDX、移住定住の推進など、将来の熊本の発展に必要な事業について編成しています。

この県の予算と、その中でも最も重要な自主財源である県税の内訳を、下のグラフに表しています。

令和5年度一般会計当初予算（歳入）

県税の内訳



計 9,135億8,994万円

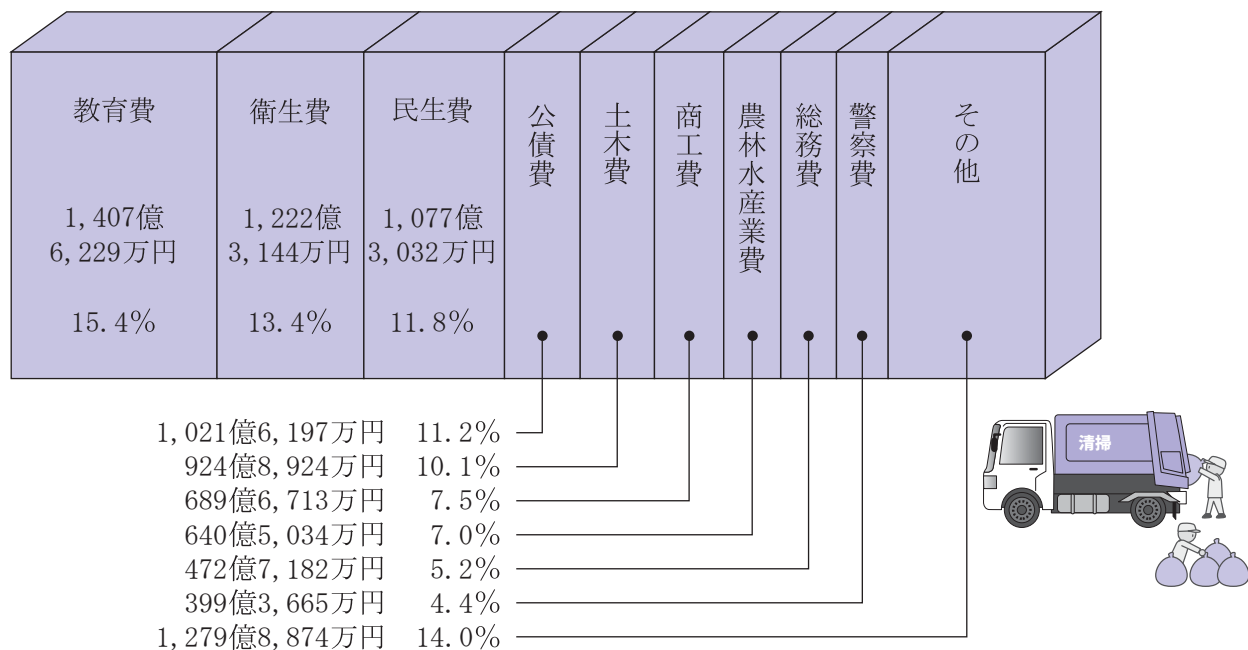
計 1,670億9,948万円

県の歳出の内訳

令和5年度当初予算にみる熊本県の歳出は、教育費が1,407億6,229万円(15.4%)と最も多く、続いて衛生費の1,222億3,144万円(13.4%)、民生費1,077億3,032万円(11.8%)、公債費1,021億6,197万円(11.2%)等となっています。

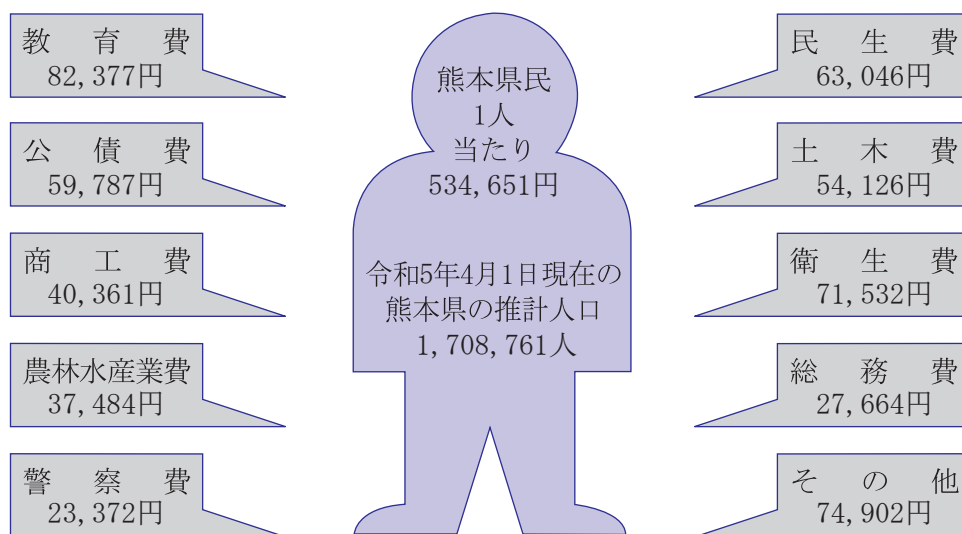
令和5年度一般会計当初予算(歳出)

総額9,135億8,994万円



県民1人当たりの予算額

令和5年度歳出当初予算総額9,135億8,994万円を令和5年4月1日現在の熊本県の推計人口170万8,761人で割ると、53万4,651円となり、さらにこれを歳出項目別にみると、下の図のようになります。



1. 県の機関

熊本県自動車税事務所、各広域本部、各地域振興局総務振興課（ただし、鹿本については山鹿市役所内）の県税窓口又はセルフレジ

2. 金融機関等


区 分	金融機関等の名称	
銀 行	肥後銀行、熊本銀行、みずほ銀行	本店及び全国の支店
	三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、福岡銀行、十八親和銀行、鹿児島銀行、大分銀行、北九州銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、豊和銀行、南日本銀行、長崎銀行	熊本県内支店
信 用 金 庫	熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫	本店及び支店
信 用 組 合	熊本県信用組合、熊本県医師信用組合	本店及び支店
	横浜幸銀信用組合	熊本県内支店
そ の 他	九州労働金庫、農林中央金庫、熊本県内単位農業協同組合（玉名市大浜町農協を除く）	熊本県内本支店
郵 便 局	九州管内のゆうちょ銀行・郵便局	沖縄県を除く

3. コンビニエンスストア

- ①納めることができる税金…自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税
 - ②納税通知書は、納期限後のお取り扱いはできません。
 - ③次のコンビニエンスストアの全国の店舗で納めることができます。
セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストアー、ポプラグループ、ミニストップ、MMK設置店（※）
- （※）MMK設置店とは、MMK端末（公共料金の収納ができる端末）が設置され、公共料金の収納を行っている店舗等のことをいいます。

4. スマートフォン決済アプリによる納付

スマートフォン決済アプリを利用して、クレジットカードやネットバンキング、電子マネーなどキャッシュレスによる県税の納付ができます。

利用できるアプリ	決済方法	納付方法
<ul style="list-style-type: none"> ・モバイルレジ ・Pay B 	ネットバンキング	利用されるスマホ決済アプリをダウンロードし、アプリのカメラで納付書のQRコードを読み取り、左記の決済方法により納付します。なお、利用するアプリによって操作方法が異なります。詳細は、以下のQRコードからアクセスし御確認ください。 
<ul style="list-style-type: none"> ・楽天ペイ ・Pay Pay ・au PAY ・d払い ・J-Coin 	電子マネー	
<ul style="list-style-type: none"> ・モバイルレジ 	クレジットカード	

- ①納めることができる税金…自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税
 - ②納めることができる税額…1,000万円まで（納付書にQRコードが印字されているもの）
- ※ スマートフォン決済アプリを利用した納付の場合は領収書の発行はできません。
 - ※ クレジットカード決済による納付の場合はクレジットカード会社に対して手数料が発生し、御本人様負担となります。
 - ※ 使用するアプリにより各種設定が必要な場合もありますので、各アプリの公式ホームページをご確認ください。

口座振替による納税

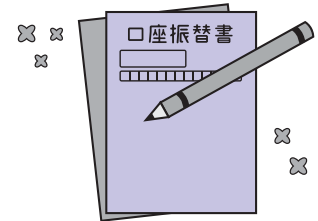
口座振替による納税制度とは、電気料や水道料等のようにあなたの取引する銀行や農協、ゆうちょ銀行などの預貯金から、県の税金を自動的に引き落とす制度です。

この制度を利用されますと、地域振興局等の窓口や金融機関に行って納税する必要もありませんし、うっかりして納期限を過ぎてしまい余分な延滞金を負担することになったということもなくなります。

・口座振替できる税金

自動車税種別割、個人事業税

※ゆうちょ銀行・郵便局では個人事業税のお取り扱いはできません。

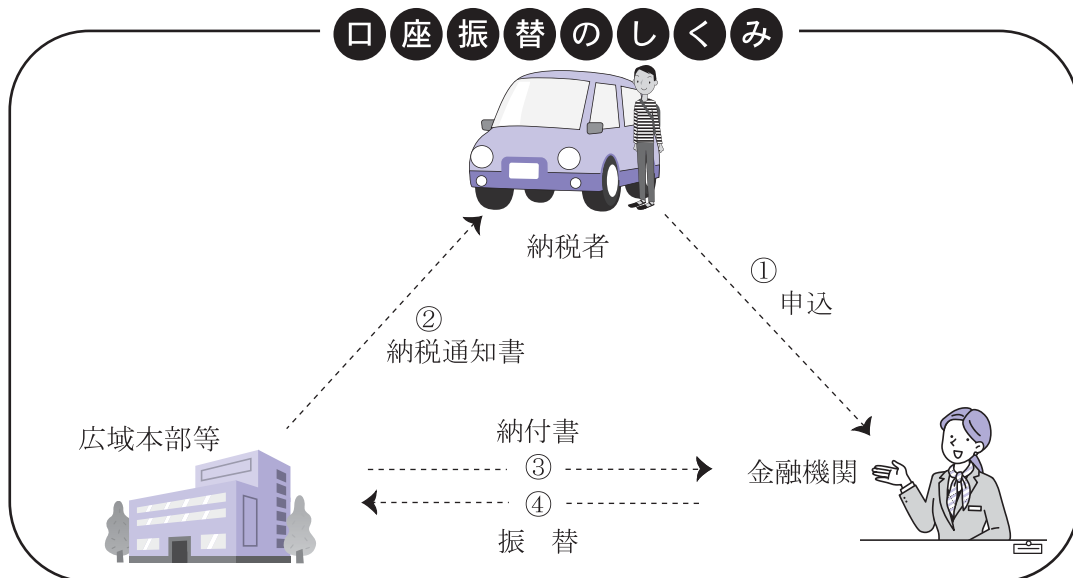


・手続きは簡単です

各広域本部、各地域振興局、自動車税事務所及び金融機関の窓口にて申込用紙が備え付けてありますので、所定の事項に記入のうえ、金融機関の窓口まで提出してください。

※ 領収書は、発送していませんので、お手元の預貯金通帳を記帳していただくなどしてご確認ください。

また、自動車の継続検査用納税証明書についても、発送していません。運輸支局においてシステム上で納付状況の確認が可能であり、自動車の継続検査（車検）及び構造等変更検査時における納税証明書の提示を省略できるためです。



【取扱金融機関】

- 肥後銀行・熊本銀行・南日本銀行の熊本県内の本店、支店及び出張所
- 農林中央金庫並びに県内単位農協の熊本県内の本店及び支店
- 熊本信用金庫・熊本第一信用金庫・熊本中央信用金庫・天草信用金庫・熊本県信用組合・九州労働金庫の熊本県内の本店、支店及び出張所
- 全国のゆうちょ銀行・郵便局の各店舗

税 目	納 付（入）の 時 期	納 め る 方 法
個人県民税 (均等割・所得割)	6月(1期) 8月(2期) 10月(3期) 1月(4期) (市町村によって異なる場合があります) 公的年金にかかる県民税は特別徴収 給与所得者は毎月給料から特別徴収	納税通知書 又は 特別徴収による
個人県民税 (利子割)	翌月10日まで	申告納入
個人県民税 (配当割)	翌月10日まで	申告納入
個人県民税 (株式等譲渡所得割)	翌年1月10日まで	申告納入
法人県民税	事業年度終了後2か月以内	申告納付
個人事業税	8月末日まで(1期) 11月末日まで(2期) 税額が1万円以下の場合は1期のみ	納税通知書による
法人事業税 ※地方法人特別税 ※特別法人事業税	事業年度終了後2か月以内	申告納付
地方消費税	法人…事業年度終了後2か月以内 個人事業者…翌年の3月末日まで	申告納付
不動産取得税	納税通知書により指定された納期限まで	納税通知書による
県たばこ税	翌月末日まで	申告納付
ゴルフ場利用税	翌月15日まで	申告納入
軽油引取税	翌月末日まで	申告納入(付)
自動車税 (種別割)	5月末日まで(1年分) ※新車等を購入した場合は、登録する とき(月割)	納税通知書による ※月割は証紙徴収
自動車税 (環境性能割)	登録するとき	証紙徴収
鉱区税	5月末日まで(1年分) ※新たに鉱業権を取得した場合は、 取得した月の翌月(月割)	納税通知書による
狩猟税	登録を受けるとき	証紙徴収
産業廃棄物税	4月末日まで 7月末日まで 10月末日まで 翌年1月末日まで	申告納入(付)

※ 地方法人特別税は令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止。

※ 特別法人事業税は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から申告納付。



令和5年度税制改正 (県税関係)のあらまし

1. 自動車関連税制の見直し

(1) 環境性能割の特例措置に係る燃費基準の見直し

- 2035年電動車100%（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度が3年間で段階的に引き上げられます。

自家用乗用車

車種	税率区分	現行（～R5.12）		見直し（R6.1～）		見直し（R7.4～）	
		登録車	軽自動車	登録車	軽自動車	登録車	軽自動車
電気自動車等※	非課税	達成度要件なし		達成度要件なし		達成度要件なし	
ガソリン車、 石油ガス車、 ディーゼル車	非課税	R12年度燃費基準 85%達成	R12年度燃費基準 75%達成	R12年度燃費基準 85%達成	R12年度燃費基準 80%達成	R12年度燃費基準 95%達成	R12年度燃費基準 80%達成
	1%	75%達成	60%達成	80%達成	70%達成	85%達成	75%達成
	2%	60%達成		70%達成		75%達成	
	3% (軽は2%)	上記以外又は R2年度燃費基準未達成		上記以外又は R2年度燃費基準未達成		上記以外又は R2年度燃費基準未達成	

※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車（登録車のみ）

注）・現行、見直し後いずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求

- ・営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて各税率区分における燃費基準を見直します
- ・バス・トラックについても、各税率区分における燃費基準を見直します

(2) 種別割に係るグリーン化特例の見直し

- より環境性能の良い自動車の普及を後押しする観点から、グリーン化特例の適用期限が延長されました。

特例割合		適用対象車
軽課 (取得翌年度)	概ね75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車 →令和8年度取得分までを対象
	登録車 概ね75%軽減 軽自動車 概ね50%軽減	2030年度基準90%達成（営業用乗用車のみ） →令和7年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。
	登録車 概ね50%軽減 軽自動車 概ね25%軽減	2030年度基準70%達成（営業用乗用車のみ） →令和6年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。
	登録車 概ね15%上乘せ (バス・トラックは10%上乘せ) 軽自動車 概ね20%上乘せ	ガソリン車（13年超、ハイブリッド車は含まない）、ディーゼル車（11年超）

注）・上記に加え、一定の排ガス性能及び2020年度燃費基準達成を要求

2. 不動産取得税の特例措置の適用期限の延長

- 以下の特例措置について、対象となる不動産の取得期限が令和7年3月31日まで延長されました。

	特例措置の内容	期 限 (改正前)	期 限 (改正後)
1	サービス付き高齢者向け住宅を新築した場合、当該住宅の課税標準から1,200万円を控除し、また土地に係る不動産取得税を減額する	R5.3.31	R7.3.31
2	買取再販事業者が中古住宅（新築から10年以上経過しているものに限る）を取得し、2年以内に一定のリフォーム（耐震、省エネ、バリアフリー等）を行った上で個人に販売した場合、当該事業者が取得する中古住宅に係る不動産取得税を減額する		

※その他、令和5年度税制改正の詳細については、総務省ホームページ等をご覧ください。

災害に関する税制上の対応について(平成29年度(2017年度)税制改正分)

熊本地震をはじめ、全国的に災害が頻発していることを踏まえ、平成29年度（2017年度）税制改正において、これまでの災害減免法等の規定に加え、災害に対応するための税制上の措置が常設化されています。熊本地震のみならず、今後の災害の際にも適用される可能性がありますので、最寄りの税務署又は県広域本部税務担当課にご確認ください。

【常設化された主な措置】

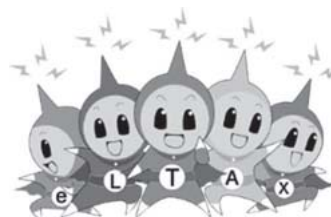
《国税》

- ▽所得税：被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- ▽法人税：損失の繰戻し還付、被災代替資産に係る特別償却
- ▽資産税：相続税等における評価基準等の特例、登録免許税の免税、
印紙税の非課税、事業承継税制の要件緩和
- ▽消費課税：課税事業者選択届出書の提出の特例、被災車両に係る自動車重量税の特例

《地方税》

- ▽個人住民税：被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- ▽固定資産税：被災代替不動産、償却資産の特例

なお、適用される災害の範囲や、特例等の詳細な内容については、最寄りの税務署又は市町村税務担当窓口にお問い合わせください。



eLTAXは地方税の申告や納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスで、パソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。

▶ eLTAXで利用できる手続き

◎電子申告対象税目

法人県民税、法人事業税、特別法人事業税、個人県民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）
※令和5年10月中旬より以下の税目も対象となります。

県たばこ税、ゴルフ場利用税

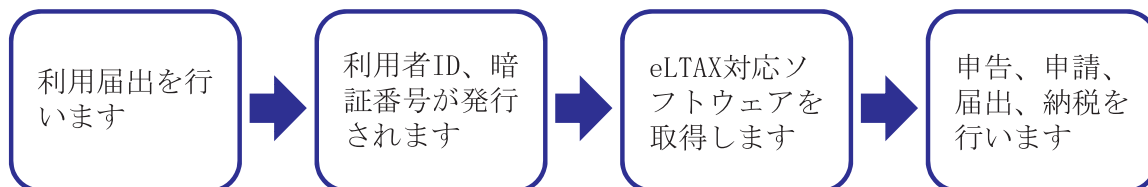
◎電子申請・届出

法人設立届出や異動届出等、申告手続きに関連した申請・届出手続き

◎地方税共通納税システムによる納付

電子申告手続き及び県が発行した納付書に関連した納入手続き

▶ ご利用の流れ



▶ 大法人のeLTAX使用が義務化されました！

大法人（資本金が1億円超の法人等）が行う法人県民税及び法人事業税の申告は、eLTAXによる提出が義務化されました。

▶ 詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



▶ よくある質問はこちらから

<https://eltax.custhelp.com/>

eLTAXの利用時間 8:30～24:00

(土日祝日、年末年始の12/29～1/3を除く。)

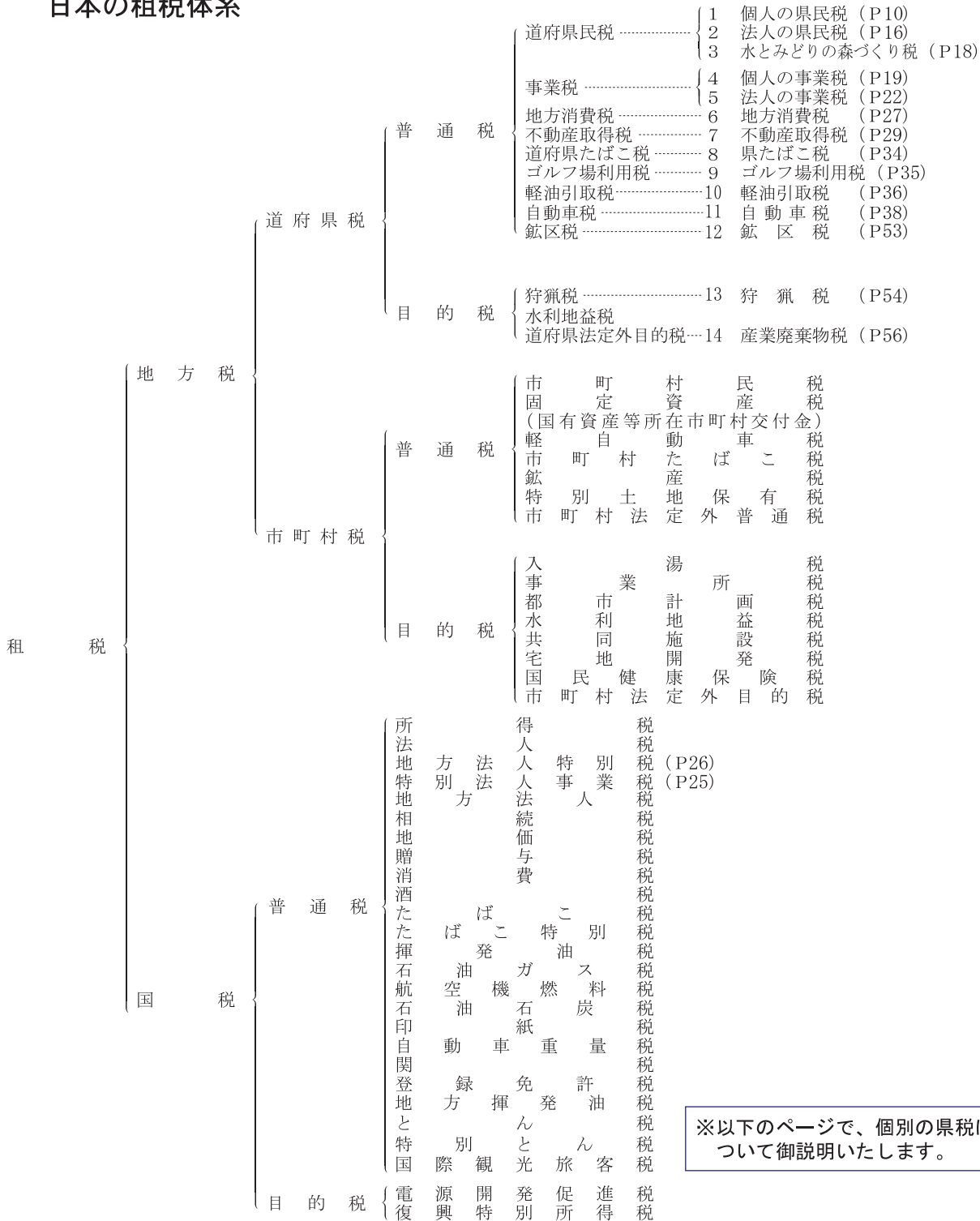
※毎月最終土曜日及び翌日曜日は利用できません。



税金は、以下のように分類することができます。

地方税	…… 地方公共団体に納める税金
国税	…… 国に納める税金
普通税	…… 使いみちが特定されておらず、一般的な経費に使用される税金
目的税	…… 使いみちが特定されている税金
直接税	…… 税金を負担する人と納める人と同じである税金
間接税	…… 税金を負担する人と納める人とが異なる税金

日本の租税体系



※以下のページで、個別の県税について御説明いたします。

県民税は、個人県民税及び法人県民税に分かれます。

また、個人県民税は均等割・所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割に分かれ、均等割と所得割は市町村民税とあわせて住民税とよばれています。均等割と所得割の課税や納税の手続きは、市町村が市町村民税とあわせて行っています。

① 均等割・所得割

▶ 納める人

毎年1月1日現在で

- ・ 県内に住所がある人……………均等割と所得割
- ・ 県内に事務所・事業所又は家屋敷があり、
その所在する市町村内に住所がない人……………均等割のみ



▶ 納める額

均等割…2,000円(水とみどりの森づくり税500円、復興等財源(※1)分500円が含まれます。)

所得割…課税所得金額の4%(※2)に相当する額

所得割の税額の計算方法を算式で表すと次のようになります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{前年の} \\ \text{収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{給与所得控除、} \\ \text{公的年金等控除} \\ \text{又は必要経費} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除額} \\ \text{(注1)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得金額} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{(4\%)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{調整控除} \\ \text{(注2)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除} \\ \text{(注3)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array}$$

(注1) 所得控除には、医療費控除、社会保険料控除、扶養控除等があり、控除の種類ごとに控除額が決められています。

(注2) 調整控除は、所得税(国税)と住民税の所得控除における人的控除額の差異に基づく負担増を調整するため、一定の金額を控除します。

(注3) 税額控除には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除があります。

- ・ 退職所得、土地や建物を売った場合などの譲渡所得等については、他の所得と区分して課税され、税額の計算方法も変わります。

<参考> 県民税のほかに市町村民税があわせて課税されます。

		市町村民税	県民税
均等割		3,500円	2,000円
所得割 (※2)	熊本市	課税所得金額×8%	課税所得金額×2%
	熊本市以外	課税所得金額×6%	課税所得金額×4%

(※1) 東日本大震災からの復旧・復興の税制措置に係る特例法の施行に伴う改正について

熊本県では、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための対策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年法律第118号)の施行に伴い、緊急防災事業の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの各年度の個人の県民税の均等割の税率に500円を加算します。

年 度	県民税均等割税額
平成25年度まで	1,500円
平成26年度から令和5年度まで	2,000円

(※2)

県費負担教職員の給与負担事務が県から熊本市へ移譲されたことに伴い、県から熊本市へ所得割の2%相当分を税源移譲します。そのため、熊本市に住所を有する者についての所得割の税率は市民税8%、県民税2%となります。(平成30年6月から適用)

▶ 申告と納税

申告・納税などの事務は、個人の市町村民税と併せて市町村で行います。

申 告

毎年3月15日までに市町村に申告書を提出してください。

所得税の確定申告書を提出した場合や給与所得のみの場合には、個人県民税の申告書を提出する必要はありません。ただし、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」の欄に該当する場合は必要事項を必ず記入してください。

納 税

- ・給与所得者……………6月から翌年5月までの12回に分けて、給与支払者が毎月の給与から差し引いて市町村に納めるしくみになっています。
- ・給与所得者以外の所得者……原則として6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて市町村から送付される納税通知書によって納めます。

▶ 納めなくてもよい人

均等割及び所得割の 非課税	生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
	障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の所得が135万円以下の人
均等割の非課税	前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の人
所得割の非課税	前年の総所得金額が次の算式で求めた額以下の人 (ア) 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合 35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の数)+10万円+32万円 (イ) 同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 35万円+10万円

▶ 個人県民税 Q & A

Q：昨年10月に会社を退職し、現在無職です。ところが、6月に納税通知書が届きました。現在、収入が無くても、今年の住民税は納めなければなりませんか。

A：住民税は、前年の所得に対し課税し、翌年に納めていただく税金です。したがって、6月に届いた住民税の納税通知書は、昨年所得に対しての課税になり、今年の住民税は納めなければなりません。

なお、離職等により所得が著しく減少し、又は皆無となったため、納税が困難な方については納税の猶予を受けられる場合がありますので、お住まいの市町村にお尋ねください。

個人住民税特別徴収について

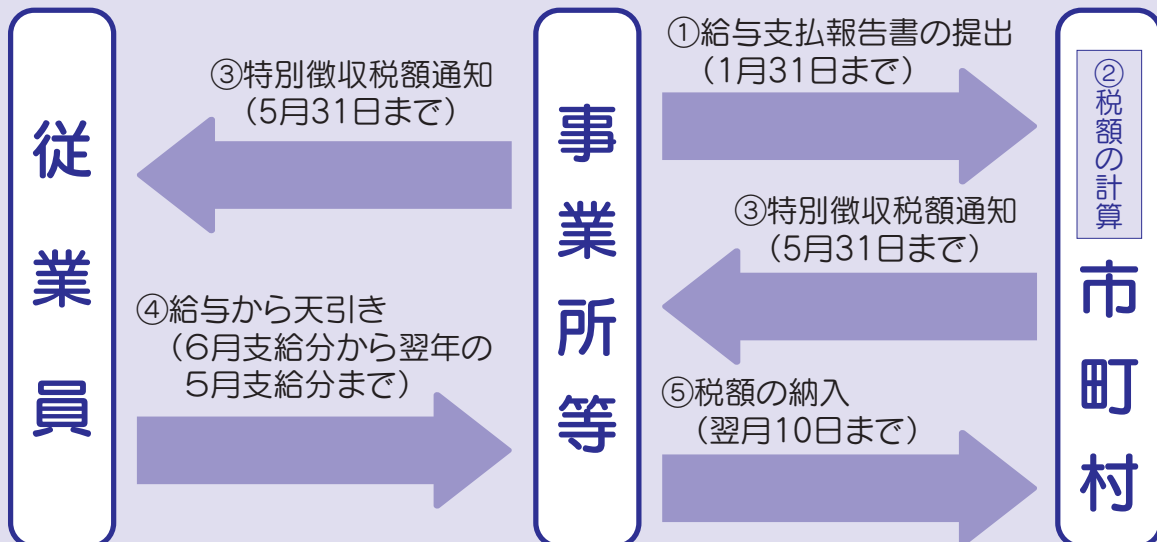
本県と県内各市町村は、平成25年度に個人住民税の特別徴収事業者への完全指定を行いました。

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業者の方（会社）が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、各市町村に納入する制度です。

所得税の源泉徴収をしている事業者の方（会社）は、地方税法及び各市町村の条例により、原則的にすべて特別徴収義務者として、住民税を特別徴収していただくこととなっております。

※特別徴収の制度については下記のとおりとなっております。

個人住民税の特別徴収制度の概要



② 利子割

県民税利子割は、金融機関などから利子などの支払を受けるとき個人にかかる税金です。

なお、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等にかかる県民税利子割（法人に対して課されるものに限る）は廃止されました。これに伴い、法人に対して課された利子割を、法人県民税法人税割の申告の際に控除又は還付などによって調整する制度も廃止されました。

▶ 納める人

県内の金融機関などから利子などの支払を受ける人がその金融機関などを通じて納めます。

▶ 納める額

支払を受ける利子等の額の5%（この他に所得税及び復興特別所得税（国税）として別に15.315%課税されます）。

▶ 利子等の種類

公社債の利子、預貯金の利子をはじめとし、一時払養老保険の差益や抵当証券の利息などの金融類似商品の収益も含まれます。

※平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となりました。

特定公社債等とは、特定公社債（国債・地方債・公募公社債・上場公社債など）、公募公社債投資信託の受益権及び特定目的信託（公募に限る。）の社債的受益権のことをいいます。

▶ 申告と納税

金融機関などが毎月分を翌月の10日までに申告し納めます。

▶ 非課税

対 象 者	対象貯蓄	非課税限度額
・遺族基礎年金を受けている妻 ・寡婦年金受給者 ・身体障がい者	少額預金（マル優）	350万円
	少額公債（特別マル優）	350万円
	郵便貯金	350万円
勤労者	財産形成住宅貯蓄	あわせて550万円
	財産形成年金貯蓄	

※この他にも、所得税法等において非課税とされている利子等があります（納税準備預金の利子、こども銀行の預金等の利子等）。

▶ 市町村への交付

県に納められた県民税利子割のうち59.4%に相当する金額は、県内の市町村に交付されます。

③ 配当割

上場株式等の配当金などの支払を受けるときに個人にかかる税金です。

平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外されており、配当割の対象です。

▶ 納める人

上場株式等の配当金などの支払を受ける個人で、県内に住所を有する方。

▶ 納める額

支払を受ける配当金などの額の5%（この他に、所得税及び復興特別所得税（国税）として15.315%課税されます）。

▶ 申告と納税

配当金などの支払を行う上場株式会社等が毎月分を翌月の10日までに申告し納めます。

源泉徴収を選択した特定口座内で配当を受ける場合は、この口座が開設されている証券会社等が、県民税配当割を徴収し、徴収した年の翌年の1月10日までに申告し納めます。

▶ 市町村への交付

県に納められた県民税配当割のうち59.4%に相当する金額は、県内の市町村に交付されます。

▶ 配当割 Q & A

Q 1：少額配当についての取扱いはどうなりますか。

A 1：上場株式等の配当については、配当金額に関わらず、すべて課税となります。

Q 2：非上場株式等の配当についての取扱いはどうなりますか。

A 2：所得税（国税20.42%）のみ源泉徴収されますので、地方税については申告していただく必要があります（総合課税（配当控除の適用あり））。

申告方法等については、市町村にお問合せください。

④ 株式等譲渡所得割

証券会社等に設けた特定口座（源泉徴収を選択したものに限る。）内で生じる上場株式等の個人の譲渡益にかかる税金です。

▶ 納める人

源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡の対価などの支払を受ける個人で、県内に住所を有する方。

▶ 納める額

支払を受ける源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡の対価などの額の5%（この他に、所得税及び復興特別所得税（国税）として15.315%課税されます）。

▶ 申告と納税

証券会社等が年間分を翌年の1月10日までに申告し納めます。

▶ 市町村への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち59.4%に相当する金額は、県内の市町村に交付されます。

▶ 株式等譲渡所得割 Q & A

Q：「特定口座」とはどのようなものですか。

A：上場株式等の売買で得た利益について、個人投資家に代わって証券会社等が差損益を計算し、申告納税の手続きを行う口座です。「特定口座」は証券会社等による源泉徴収の有無により2種類に分かれます。源泉徴収口座を利用されると、証券会社等が譲渡所得割額をお預かりし、県に申告納入しますので、個人投資家は税金の申告をする必要がありません。

法人の県民税

法人の県民税は、県内に事務所または事業所を有する法人などに課せられる税金です。法人の県民税には均等割と法人税割があり、均等割は、所得の有無にかかわらず資本金等の額によって税率が定められています。法人税割は、国税である法人税の額を課税標準として税額が計算されます。

▶ 納める人

納税義務者	都道府県税		(参考) 市町村税	
	均等割	法人税割	均等割	法人税割
県内に事務所・事業所を有する法人	○	○	○	○
県内に事務所・事業所を有しないが、寮・宿泊所・クラブなどを有する法人	○		○	
収益事業を行わない公益法人等	○		○	
県内に事務所・事業所・寮等を有する法人でない社団又は財団で収益事業を行っている場合	○	○	○	○

- ※1. 市町村税の適用税率等については、各市町村で異なる場合があります。
 ※2. 県内に事務所・事業所・寮等を有する法人でない社団又は財団で収益事業を行っていない場合、法人の県民税は課税されません。

▶ 納める額

均等割

資本金等の額の区分	標準税率	超過税率	合計
①公共法人及び公益法人等のうち均等割を課すことができないもの以外 ②収益事業を行う人格のない社団等 ③一般社団法人及び一般財団法人 ④公益社団法人及び公益財団法人 ⑤資本金の額又は出資金の額を有しない法人(相互会社を除く。①～④を除く。) ⑥資本金等の額が1千万円以下	年額 20,000円	年額 1,000円	年額 21,000円
資本金等の額が1千万円超1億円以下	年額 50,000円	年額 2,500円	年額 52,500円
資本金等の額が1億円超10億円以下	年額130,000円	年額 6,500円	年額136,500円
資本金等の額が10億円超50億円以下	年額540,000円	年額 27,000円	年額567,000円
資本金等の額が50億円超	年額800,000円	年額 40,000円	年額840,000円

- ※1. 課税標準の算定期間中、事務所等の新設又は廃止があり、事務所等を有していた期間が1年に満たない場合は月割計算します。月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。
 ※2. 熊本県では、平成17年度から「水とみどりの森づくり税」を導入しており(上表に示す「超過税率」の部分)、その額は、標準税率の5%相当額です。
 ※3. 「資本金等の額」とは、法人が株主から出資を受けた金額として法人税法施行令で定める額をいいます(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令で定めるところにより算定した金額)。
 ※4. 資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は、その額(資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額)を均等割の税率区分の基準とします。

法人税割

熊本県では、法人税割の超過課税を行っています。しかし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額が1千万円以下（事業年度が1年に満たない場合は月割計算します。月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。）の法人等は、標準税率となる不均一課税を行っています。

なお、本県以外の都道府県にも事務所等が所在する法人の場合、法人税割額は当該法人の法人税額を、事務所等に係る従業者数で分した額に税率を乗じます。

区分	税率	
	H26.10.1以後に開始する事業年度	R1.10.1以後に開始する事業年度
(1) 下記 (2) 以外の法人	法人税額の4.0%	法人税額の1.8%
(2) ①資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人	法人税額の3.2%	法人税額の1.0%
②資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く）で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人		
③法人でない社団又は財団で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人		
④農業協同組合、漁業協同組合または森林組合の合併法人（合併の日の属する事業年度以降3箇年度で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人）		
(参考) 地方法人税	法人税額の4.4%	法人税額の10.3%

※地方法人税は国税であり、法人税の申告義務がある法人が、国（税務署）に対して申告納付します。

なお、地方法人税の詳細については、税務署へお問い合わせください。

▶ 申告と納税

申告の種類		申告と納税の期限
中間申告（事業年度が6月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人）		事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内
確定申告		事業年度終了の日の翌日から2月以内
解散法人の申告	(1)清算中に事業年度が終了した場合の申告 (2)残余財産が確定した場合の申告	事業年度終了の日の翌日から2月以内 確定した日の翌日から1月以内
公共法人、公益法人等で、収益事業を行っていないもの。		4月30日

▶ 法人県民税Q&A

Q 1 法人を設立（廃止、移転、支店設置）しました。なにか届出が必要ですか？

A 1 「法人設立（設置）届」又は「法人異動届」による届出が必要です。なお、この届出は、熊本県税条例第46条により、事実発生日から10日以内に行うこととなっています。また、市町村に対しても届出が必要となります。

Q 2 法人税（国税）の申告について、申告期限延長の承認を受けました。県にはなにか届出が必要ですか？

A 2 法人県民税の場合は、法人税の承認により自動的に延長されるため、「届出」で構いませんが、法人事業税の場合は、延長の「承認」が必要となります。

税目	提出の際の様式名称	提出期限
法人県民税	「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」	法人税の延長の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内
法人事業税	「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書」	延長を受けようとする事業年度終了の日まで

Q 3 「水とみどりの森づくり税」に係る税額は、申告書のどの欄に記入するのですか？

A 3 法人県民税均等割の税額欄に、標準税率分と超過税率分（水とみどりの森づくり税＝5%相当額）の合計額を記入してください。

例えば、法人県民税均等割の標準税率が20,000円の場合は、5%相当分の1,000円を上乗せした21,000円を申告書に記入します。

水とみどりの森づくり税

水とみどりの森づくり税は、森林の現状を県民の皆様にご理解いただき、森林の持つ水源かん養、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図るための税です。

※平成17年4月1日から導入しました。

▶ 納める人

県内に住所等がある個人又は事務所・事業所等がある法人で県民税均等割が課税されている方。

▶ 納める額

個人：年額500円

※個人県民税均等割額 1,000円(標準税率)に上乘せします。

法人：法人県民税均等割(標準税率・年額)の5%相当

資本金等の額の区分	法人県民税均等割額	
	標準税率 (年額)	水とみどりの森 づくり税(年額)
①公共法人及び公益法人等のうち均等割を課することができないもの以外 ②収益事業を行う人格のない社団等 ③一般社団法人及び一般財団法人 ④公益社団法人及び公益財団法人 ⑤資本金の額又は出資金の額を有しない法人(相互会社を除く。①～④を除く。) ⑥資本金等の額が1千万円以下	年額 20,000円	年額 1,000円
資本金等の額が1千万円超1億円以下	年額 50,000円	年額 2,500円
資本金等の額が1億円超10億円以下	年額130,000円	年額 6,500円
資本金等の額が10億円超50億円以下	年額540,000円	年額27,000円
資本金等の額が50億円超	年額800,000円	年額40,000円

* 「資本金等の額」とは、法人が株主等から出資を受けた金額として法人税法施行令で定める額をいいます

▶ 申告と納税

申告・納税などの事務は、市町村民税と併せて市町村で行います。

(個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税(上乘せ)方式です。)

個人：市町村による普通徴収

給与所得者は事業主による特別徴収

法人：申告納付

▶ 水とみどりの森づくり税Q & A

Q 「水とみどりの森づくり税」はどのように使われるのですか？

A 「水源かん養機能などを発揮するための森林づくり」、「森林の重要性を伝え、森林を守り育てるための担い手の育成」、「森林や木材を活かした地域・景観づくり」などに使われます。

事業（収益活動）を行う場合には道路などの各種の公共施設を利用し、また、その他の行政サービスを受けています。そこでその経費の一部を負担してもらうという考え方で設けられているのが事業税で、事業を営む個人に課されるのが個人の事業税です。

▶ 納める人

県内に事務所、事業所を設けて、以下の事業を行っている個人です。



区分	事業の種類					税率
第一種事業 (37 業種)	物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業	5%
	製造業	電気供給業	土石採取業	電気通信事業	運送業	
	運送取扱業	船舶ていけい 場業	倉庫業	駐車場業	請負業	
	印刷業	出版業	写真業	席貸業	旅館業	
	料理店業	飲食店業	周旋業	代理業	仲立業	
	問屋業	両替業	公衆浴場業 (「銭湯」を除く)	演劇興行業	遊技場業	
	遊覧所業	商品取引業	不動産売買業	広告業	興信所業	
	案内業	冠婚葬祭業				
第二種事業 (3 業種)	畜産業	水産業	薪炭製造業			4%
	※ただし、自家労力を主としている場合は、対象外です。					
第三種事業 (30 業種)	医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業	弁護士業	5%
	司法書士業	行政書士業	公証人業	弁理士業	税理士業	
	公認会計士業	計理士業	社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業	
	不動産鑑定業	デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業	
	クリーニング業	公衆浴場業 (「銭湯」)	歯科衛生士業	歯科技工士業	測量士業	
	土地家屋調査士業	海事代理士業	印刷製版業			
	あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業 ※ただし、両目の視力を喪失した方及び両目の視力が0.06以下の視力障がいをお持ちの方が事業主の場合は対象外です。					3%

▶ 納める額

税額 = 課税所得金額（（青色申告特別控除前の所得金額）－各種控除額） × 税率

※所得金額：事業所得及び不動産所得が対象となります。

▶ 各種控除

種類	青色申告者	白色申告者
1 事業主控除	年 290 万円控除します。 ※ただし、事業を行った期間が 1 年に満たない場合は月割額となります。	
2 専従者控除 事業を行う者と生計を一にする 15 歳以上の親族で、専らその事業に従事する者がいる場合	事業専従者に支払われた給与額を控除できます。	a 配偶者：86 万円 配偶者以外：50 万円 b <u>事業専従者控除前の所得金額</u> 事業専従者数 + 1 a と b を比較して額が低い額を控除します。
3 損失の繰越控除 青色申告者で、事業所得がマイナス（損失）となる場合	損失の生じた年の翌年から 3 年にわたり控除できます。 (特定非常災害発生年の場合は 5 年にわたり控除できる場合があります。)	控除できません。
4 被災事業用資産の損失の繰越控除 地震・風水害・火災などにより事業用資産に被害を受け、損失が生じた場合	/	損失の生じた年の翌年から 3 年（特定非常災害の場合は 5 年）にわたって控除できます。
5 事業用資産の譲渡損失控除及び事業用資産の譲渡損失繰越控除 事業用資産（土地・建物を除く）を譲渡したため、損失が生じた場合	損失の生じた年及び翌年から 3 年にわたって控除できます。	損失の生じた年のみ控除できません。

※特定非常災害：R5. 4. 1 以後に発生した災害のうち指定されたもの。

▶ 申告と納税

申告

毎年3月15日までに前年中の事業の所得その他必要事項を県に申告しなければなりません。

- ・所得税の確定申告書を税務署に提出した人
- ・市町村民税、県民税申告書を市町村に提出した人

は、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。ただし、災害による事業用資産の損失があった人、事業用資産の譲渡損失があった人は、確定申告書第二表の「事業税に関する事項」の欄に必要事項を必ず記載してください。

なお、年の途中に事業を廃止した場合は、事業廃止の日から1月以内に申告しなければなりません。（死亡により事業を廃止した場合は、死亡の日から4月以内に申告を行う必要がありますが、この期間内に所得税の準確定申告書を税務署に提出した場合は申告の必要はありません。）

また、新しく事業を始める時には、その日から10日以内に「個人の事業開始等届出書」を提出していただく必要があります。

納税

県から送付される納税通知書によって納税してください。

ただし、税額が1万円以下の場合は、全額を第1期に納めていただきます。

第1期・・・8月1日から8月31日まで

第2期・・・11月1日から11月30日まで

▶ 災害による減免

災害によって被害を受けた場合に、税額の一部又は全額が免除となります。減免の対象は、 $\frac{1}{2}$ 以上の被害を受けた事業用資産又は所有する住宅若しくは家財です。

▶ 個人事業税 Q & A

Q 個人で事業を行っていますが、個人事業税の納税通知書が来なかったのですが。

A 個人事業税には事業主控除があるため、所得金額から年290万円を控除します。

（事業を年の途中で開廃した場合は、月割計算となります。）

したがって、所得金額が290万円以下の場合は、個人事業税を納める必要はありません。なお、所得金額とは、原則として所得税の事業所得及び不動産所得を言いますが、所得税で適用される青色申告特別控除は適用されません。

法人の事業税

法人の事業税は、事業者が収益活動を行う場合には道路、港湾などの各種公共施設を利用するなど、さまざまな行政サービスを受けていますので、その経費の一部を負担していただく性格をもっており、法人などの所得金額又は収入金額に課税されるものです。

▶ 納める人

- ・ 県内に事務所又は事業所を設けて、事業を行っている法人
- ・ 法人でない社団又は財団で収益事業を行い、法人とみなされるもの



▶ 納める額

(1) 外形標準課税対象以外の法人

【(3) 電気供給業を行う法人、(4) ガス供給業(※1)を行う法人を除く】

法人	区分	税率		
		H26.10.1以後に開始する事業年度	R1.10.1以後に開始する事業年度	
普通法人	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	5.1%	5.3%
		所得のうち年800万円を超える金額、軽減税率不適用法人(※2)の所得、清算所得	6.7%	7.0%
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
		所得のうち年400万円を超える金額、軽減税率不適用法人(※2)の所得、清算所得	4.6%	4.9%
保険業及び貿易保険業を行う法人	収入割	収入金額	0.9%	1.0%

(2) 外形標準課税対象法人(所得課税法人で資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人)

【(3) 電気供給業を行う法人、(4) ガス供給業(※1)を行う法人、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人等を除く】

割区分	区分	税率				
		H26.10.1以後に開始する事業年度	H27.4.1以後に開始する事業年度	H28.4.1以後に開始する事業年度	R1.10.1以後に開始する事業年度	R4.4.1以後に開始する事業年度
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	1.0%
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	
	所得のうち年800万円を超える金額、軽減税率不適用法人(※2)の所得、清算所得	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	
付加価値割	付加価値額(※4)	0.48%	0.72%		1.2%	
資本割	資本金等の額(※5)	0.2%	0.3%		0.5%	

(3) 電気供給業を行う法人

法人	区分	税率		
		H26.10.1以後に開始する事業年度	R1.10.1以後に開始する事業年度	R2.4.1以後に開始する事業年度
電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。)を行う法人				※3(1) 収入割 1.0%
小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人	外形標準課税対象法人	収入割 0.9%	収入割 1.0%	※3(2) 収入割 0.75%
				付加価値割 0.37%
	資本割 0.15%			
	収入割 0.75%			
	上記以外の法人			所得割 1.85%

(4) ガス供給業(※1)を行う法人

法人	区分	税率				
		H30.3.31までに開始する事業年度	H30.4.1以後に開始する事業年度	R1.10.1以後に開始する事業年度	R4.4.1以後に開始する事業年度	
特定ガス供給業	収入割	0.9%	収入割	1.0%	収入割	0.48%
					付加価値割	0.77%
					資本割	0.32%
導管ガス供給業	収入割	0.9%	収入割	1.0%		
ガス製造事業者(特定ガス供給業以外)	外形標準課税対象法人	収入割	0.9%	収入割	1.0%	(2)の法人と同じ
	上記以外の法人					(1)の法人と同じ
上記以外の者	外形標準課税対象法人	収入割	0.9%	(2)の法人と同じ		
	上記以外の法人			(1)の法人と同じ		

- ※ 1 ガス供給業の内、一般ガス導管事業(ガス事業法第2条第5項)及び特定ガス導管事業(同法第2条第7項)を「導管ガス供給業」といいます。また、「導管ガス供給業」以外の事業で同法に規定するガス製造事業者(特別一般ガス導管事業者の供給区域において、同法に規定するガス製造事業の用に供する液化ガス貯蔵設備を維持し運用するものに限る。)である法人が行うものを「特定ガス供給業」といいます。
- 2 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を有し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人をいいます。なお、令和4年4月1日以後に開始する事業年度について、外形標準課税対象法人の所得割に係る軽減税率の適用は廃止されました。
- 3 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の一部見直し
令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電気供給業のうち発電・小売電気事業等に係る課税方式の見直しが行われました。(特別法人事業税についても税率が変更されました。)
(1)配電事業を行う法人の令和4年4月1日以後に終了する事業年度を含みます。
(2)特定卸供給事業を行う法人の令和4年4月1日以後に終了する事業年度を含みます。
- 4 付加価値額とは、報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料及び単年度損益の合計です。
- 5 資本割の課税標準となる資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として法人税法施行令で定める額をいいます。
- 6 上記の所得区分は事業年度が1年に満たない場合は月割計算して区分します。月数は歴に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とします。
- 7 上記の区分毎に算出した税額の合計が法人事業税額となります。
- 8 解散した法人については、通常の所得課税の税率が適用されます。

▶ 申告と納税

申告の種類		申告と納税の期限
中間申告(事業年度が6月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)※1		事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内
確定申告		事業年度終了の日の翌日から2月以内
解散法人の申告	(1)清算中に事業年度が終了した場合の申告	事業年度終了の日の翌日から2月以内
	(2)残余財産が確定した場合の申告	確定した日の翌日から1月以内※2

- ※ 1 仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができます。
- ※ 2 通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合におけるその通算子法人の残余財産の確定の日の属する事業年度の法人事業税の確定申告書の提出期限は、その事業年度終了の日から2月以内

▶ 課税標準の分割

2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、下表の区分により課税標準額の総額を分割して税額を算出します。

事業	課税標準の分割基準
非製造業	課税標準の1/2:事務所数 課税標準の1/2:従業者数
製造業	従業者数(資本金1億円以上の法人は、工場の従業者数を1.5倍)

※鉄道事業・軌道事業、ガス供給業・倉庫及び電気供給業のうち発電事業、送配電事業は、軌道の延長キロメートル数や固定資産の価格、電線路の送電容量を分割基準とします。

▶ 国税及び市町村税との関連

税金の種類	国 税		都道府県税	市町村税
	法人税	※3 特別法人事業税	※1 法人事業税	※2 事業所税
各割の種類		・所得割 ・収入割	・所得割 ・付加価値割 ・資本割 ・収入割	・資産割 ・従業者割

※1 法人の形態などにより適用する税率等が異なります。

※2 事業所税は、人口・企業が集中している大都市（人口30万人以上）について適用され、県内では「熊本市」のみとなります。

※3 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から特別法人事業税が適用されます。（地方法人特別税は令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止されました。）

▶ 市町村への交付

県に納められた法人事業税のうち7.7%に相当する金額は、県内の市町村へ交付されます。

▶ 法人事業税 Q & A

Q 1 法人を設立(廃止、移転、支店設置)しました。なにか届出が必要ですか？

A 1 「法人設立（設置）届」又は「法人異動届」による届出が必要です。用紙は、本県ホームページからダウンロードすることができます。郵送をご希望の場合は申し付けください。なお、この届出は、熊本県税条例第46条により、事実発生日から10日以内にする事となっています。

また、市町村に対しても届出が必要となります。

Q 2 法人税(国税)の申告について、申告期限延長の承認を受けました。県には何か届出が必要ですか？

A 2 法人県民税の場合は、法人税の承認により自動的に延長されるため、「届出」で構いませんが、法人事業税の場合は、延長の「承認」が必要となります。

税目	提出の際の様式名称	提出期限
法人県民税	「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」	法人税の延長の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内
法人事業税	「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書」	延長を受けようとする事業年度終了の日まで

特別法人事業税(国税)

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、特別法人事業税が適用されました。特別法人事業税は国税ですが、法人事業税と併せて、県に申告納付する必要があります。

▶ 納める人

法人事業税（所得割、収入割）の納税義務のある法人

▶ 課税標準

法人事業税額（法人事業税所特割額又は法人事業税収入割額）

▶ 納める額

課税標準	法人の種類	税率		
		R1. 10. 1以後に開始する事業年度	R2. 4. 1以後に開始する事業年度	R4. 4. 1以後に開始する事業年度
所得割額	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	37%		
	外形標準課税法人	260%		
	特別法人	34. 5%		
収入割額	(1) 収入金額課税となる法人（(2)、(3)を除く）	30%		
	(2) 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人	30%	40%	
	(3) 特定ガス供給業を行う法人	30%		62. 5%

▶ 申告と納税

法人事業税と併せて、法人事業税と同じ方法により申告納付してください。

地方法人特別税(国税)

地方法人特別税は、令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止されました。

▶ 納める人

法人事業税（所得割、収入割）の納税義務のある法人

▶ 課税標準

法人事業税額（法人事業税所得割額又は法人事業税収入割額）

▶ 納める額

課税標準	税 率		
	H26.10.1から H27.3.31までに 開始する事業年度	H27.4.1から H28.3.31までに 開始する事業年度	H28.4.1から R1.9.30までに 開始する事業年度
外形標準課税対象以外の法人 の法人事業税所得割額	43.2%		
収入金額課税となる法人の 法人事業税収入割額	43.2%		
外形標準課税対象法人の 法人事業税所得割額	67.4%	93.5%	414.2%

▶ 申告と納税

法人事業税と併せて、法人事業税と同じ方法により申告納付してください。

地方消費税は、地方分権の推進や今後の高齢化社会の進行に伴う地域福祉の充実等を図る観点から、創設されました。

▶ 納める人（納税義務者）

国内取引（譲渡割）・・・ 国内において製造業、卸売業、小売業、サービス業などを行う事業者（個人・法人）

輸入取引（貨物割）・・・ 輸入貨物を保税地域（※1）から引き取る者

※1 関税法により財務大臣が指定し、又は税関長が許可した場所で、港・空港などです。

（熊本県では、熊本港、三角港、八代港及び熊本空港が指定されています。）

※地方消費税は、国の消費税と同じように商品やサービスの価格に上乗せされますので、最終的には、消費者の負担となります。

▶ 納める額

消費税額（国税）の22/78（消費税率に換算すると2.2%（軽減税率1.76%））

$$\boxed{\text{国の消費税額 (7.8 \%)}} \times \boxed{22/78} = \boxed{\text{地方消費税額 (2.2 \%)}}$$

軽減税率

$$\boxed{\text{国の消費税額 (6.24 \%)}} \times \boxed{22/78} = \boxed{\text{地方消費税額 (1.76 \%)}}$$

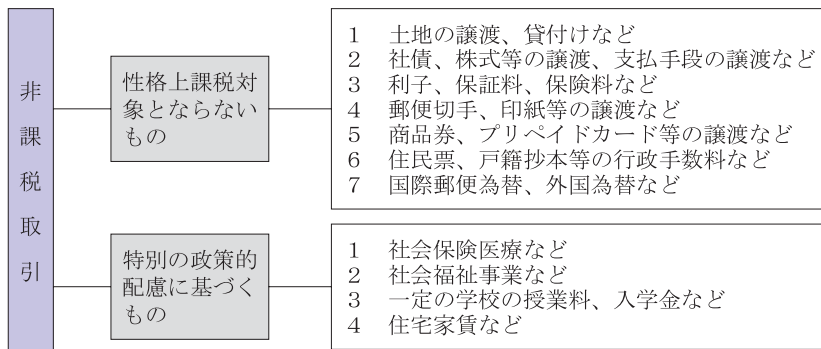
※「酒類・外食を除く飲食品」、「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」には軽減税率が適用されます。

消費税と地方消費税を合わせた税率は10%（軽減税率は8%）になります。

▶ 非課税

消費税（国税）が課税されない次の場合には地方消費税も課税されません。

1 非課税取引



2 免税取引

国内からの輸出として行われる資産の譲渡または貸付け（輸出取引）など

▶ 申告と納税

1 国内取引に係る地方消費税（譲渡割）

国内取引を行う課税対象事業者が、消費税と併せて税務署に申告し、消費者から預かった税額を納めます。

2 輸入取引に係る地方消費税（貨物割）

輸入貨物を保税地域から引き取る者が、その引取を行うときまでに、消費税の申告と併せて税関に申告し、納めます。

▶ 都道府県間の清算

消費者に負担していただいた地方消費税は、最終消費地の都道府県の収入となるよう、消費に関連した基準（小売販売額、人口など）によって都道府県間で清算を行います。

▶ 市町村への交付

清算を行った後の2分の1に相当する金額が、県内の市町村に人口と従業者数によりあん分して交付されます。

※県内でお買い物等をされると、消費に関連した基準が増加し、本県の収入に寄与することとなり、様々な行政サービスを推進する上での貴重な財源となります。



▶ 地方消費税 Q & A

Q 1 私たちが店で買い物をする際に払う地方消費税はどうなるのでしょうか。

A 1 お支払いいただいた地方消費税は、国の消費税と併せて、預かった事業者の方が本店所在地や住所地を管轄する税務署に申告納付します。その後、国から県に払い込まれることとなります。

Q 2 地方消費税は県税なのに、県に申告納付しなくて良いのですか？

A 2 事業者の方の事務負担を軽減するために、当分の間、国の消費税と併せて管轄の税務署に申告納付していただくこととされています。

社会保障・税の一体改革に伴う消費税率及び地方消費税率の引上げについて

平成 24 年 8 月 22 日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、国・地方を通じた社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から消費税率（国・地方）は平成 26 年 4 月に 8%（うち地方消費税分 1.7%）に引き上げられました。引き上げ分の地方消費税収については全て社会保障施策（年金・医療・介護・少子化対策など）のための経費に充てられます。

平成 28 年 11 月 28 日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、令和元年 10 月に 10%（うち地方消費税分 2.2%）に引き上げられ、同時に軽減税率制度 8%（うち地方消費税分 1.76%）が実施されました。

不動産取得税は、不動産（土地・家屋）の取得に対して、その不動産の取得者に課税される税金です。
 不動産の取得という行為には、一般的にその背景に担税力があるものと考えられ、その担税力に着目して課されるもので、税の性格は流通税とされています。

▶ 納める人

不動産（土地・家屋）を売買、交換、贈与、建築（新築、増築、改築）などにより取得した人（個人、法人を問いません。）

（注）土地や家屋の取得とは、登記の有無、有償、無償の別などを問わず、その不動産の所有権を現実に取得することをいいます。

▶ 納める額

$$\boxed{\text{〔不動産の価格(課税標準額)〕}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

▶ 不動産の価格

不動産取得税の課税標準となる不動産の価格は、不動産の購入価格や建築工事費ではなく、原則として、不動産を取得した時の市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。

ただし、次の場合は固定資産課税台帳に登録されている価格と異なります。

○固定資産課税台帳に登録されていない（新築、増改築）、又は当該価格が適当でない場合（土地の地目の変換等がある場合）等
 ⇒ 固定資産評価基準に基づき評価した価格

○宅地及び宅地比準土地※1

※1 宅地比準土地とは、宅地以外の土地でその土地と状況が類似する宅地の価格に比準して価格が決定された土地をいいます。

⇒ 令和6年（2024年）3月31日までに取得した場合は、固定資産課税台帳に登録された価格の2分の1

▶ 税率

区 分		税 率
土 地		3%（～R6.3.31の取得）
家 屋	住宅	3%（～R6.3.31の取得）
	住宅以外	4%

▶ 免税点

取得した不動産の価格（課税標準額）が、次のような価格の場合は、課税されません。

土地		10万円未満の場合
家屋	新築、増築、改築	1戸につき23万円未満の場合
	売買、交換、贈与など	1戸につき12万円未満の場合

▶ 非課税

次のような場合は、課税されません。

- 公共の用に供する不動産の取得
- 宗教法人・学校法人等がその本来の事業の用に供する不動産の取得
- 相続による不動産の取得 など

※「相続時精算課税制度」を選択した贈与により不動産を取得したときは課税となります。

▶ 申告と納税

- ・申告 不動産を取得された場合は、取得の日から14日以内にその不動産の所在地を担当する広域本部課税担当課に「不動産取得税申告書」を提出してください。（申告書の用紙は、各広域本部課税担当課にあります。また、熊本県のホームページからもダウンロードできます。）
ただし、上記の期限内に登記を申請した場合には、原則として申告書の提出は不要となります。
- ・納税 納税通知書により、定められた期限までに納税してください。
(注) 納税通知書を発送する約1ヶ月前にあらかじめ課税のお知らせをします。

▶ 軽減措置

次のような場合等は、課税される不動産取得税が軽減されます。

軽減措置の適用を受ける場合は、不動産の所在地を管轄する広域本部課税担当課へ「不動産取得税申告書」に添付書類を添えて提出してください。

申告は郵送でも受け付けますが、連絡の取れる電話番号・連絡先を必ず記載してください。

- ※ 取得した不動産により必要書類が異なりますので、詳しくは、不動産の所在地を管轄する広域本部課税担当課にお尋ねください。
- ※ 申告がない場合でも、広域本部課税担当課において軽減措置を適用することがあります。
- 取得した住宅又は住宅用土地が次ページ（住宅及び住宅用土地を取得したときの軽減措置）の軽減の要件に該当する場合
- 公共事業のために不動産を譲渡した人が、代替りの不動産を一定の期間内に取得した場合には、譲渡した不動産の価格に対応する税額を軽減します。

[軽減の計算方法]

$$\begin{array}{l} \text{① 控除の計算} \qquad \qquad \qquad (\text{不動産の価格} - \text{控除額}) \times \text{税率} = \text{税額} \\ \text{② 減額の計算} \qquad \qquad \qquad \text{不動産の価格} \times \text{税率} - \text{減額する額} = \text{税額} \end{array}$$

▶ 災害による減免

災害により、不動産が一定の被害を受け、代替りの不動産を一定の期間内に取得した場合、または、その被害を受けた不動産が取得直後であった場合は、被害を受けた部分の価格に対応する税額を軽減します。

▶ お問い合わせ先

ご相談の内容により担当する広域本部が異なりますので、管轄の広域本部にお問い合わせください。

- 課税の内容、申告、減免について
取得された不動産の所在地を管轄する広域本部へ
- 納税について
お住まいのご住所を管轄する広域本部へ

▶ 不動産と税金

不動産を取得、所有、譲渡した場合にかかる税金は次のとおりです。

区 分	国 税	県 税	市 町 村 税
取得したとき	相続税、贈与税	不動産取得税	
所有しているとき			固定資産税、都市計画税、事業所税
譲渡したとき	所得税	県民税	市町村民税

※この他に登録免許税や印紙税、消費税があります。

《住宅及び住宅用土地を取得したときの軽減措置》

新築住宅の軽減	軽減の要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例適用住宅を建築(新築・増築・改築)したとき ● 新築未使用の特例適用住宅(建売住宅やマンションなど)を購入したとき <p>特例適用住宅とは、住宅の床面積※1が50㎡(戸建以外の賃貸住宅は40㎡※2)以上240㎡以下である住宅です。</p> <p>※1: 増築・改築した場合は、増改築後の住宅全体の床面積で判断します。 附属家屋(車庫等)がある場合は、附属家屋の床面積を合算した床面積で判断します。</p> <p>※2: 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に規定するサービス付き高齢者向け住宅の場合は、以下の要件を満たしていることが必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① R3.3.31までの取得の場合 : 床面積30㎡以上210㎡以下、戸数10戸以上で、国又は地方公共団体から建設費補助を受けていること。 ② R3.4.1からR5.3.31までの取得の場合 : 床面積30㎡以上180㎡以下、戸数10戸以上で、国から建設費補助を受けていること。 ③ R5.4.1からR7.3.31までの取得の場合 : 床面積30㎡以上160㎡以下、戸数10戸以上で、国から建設費補助を受けていること。 																			
	控除額	<p>価格から1戸につき、1,200万円(税額にして36万円)※3を控除します。</p> <p>※3: 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅の新築をR6.3.31までにした場合は、1,300万円となります。</p>																			
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>認定長期優良住宅の場合</u>は、認定通知書、変更認定通知書、承認通知書のいずれかの通知書の写しが必要です。 ○ <u>サービス付き高齢者向け住宅の場合</u>は、国又は地方公共団体からの建設費補助の確認通知書、登録を受けたことを証する書類、建築確認申請書等の写しが必要です。 ○ 1戸の床面積が40㎡以上50㎡未満の区分所有住宅(分譲マンション等)で貸家の場合、賃貸用であることがわかる書類(賃貸借契約書の写し等)が必要です。 																			
既存住宅の軽減	軽減の要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例適用既存住宅を取得したとき <p>特例適用既存住宅とは、次の①,②,③の要件に全て該当する住宅です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 個人の取得者が自己の居住の用に供するものであること ② 床面積が50㎡以上240㎡以下であること ③ 次のア,イ,ウ,エのいずれかに該当するものであること <ul style="list-style-type: none"> ア S57.1.1以後に新築されたもの イ アに該当しない住宅で、耐震診断によって耐震基準に適合しているとして、次のa, b, cのいずれかの書類があること <ol style="list-style-type: none"> a 建築士等による証明書(当該住宅の取得日前2年以内に当該証明に係る調査が終了しているものに限る) b 建設住宅性能評価書の写し(当該住宅の取得日前2年以内に評価されたものに限る) c 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(当該住宅の取得日前2年以内に締結されたものに限る) ウ ア,イに該当しない住宅で、取得後6ヶ月以内に次のa,b,cの要件を全て満たしていること <ol style="list-style-type: none"> a 耐震基準に適合する耐震改修を完了していること b 耐震基準に適合するとして、次のいずれかの書類があること <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士等による証明書(当該住宅の取得日以後6ヶ月以内に当該証明に係る調査が終了しているものに限る) ・ 建設住宅性能評価書の写し(当該住宅の取得日以後6ヶ月以内に評価されたものに限る) ・ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(当該住宅の取得日以後6ヶ月以内に締結されたものに限る) c aの完了後、個人の取得者が自己の居住の用に供していること エ 宅地建物取引業者が取得した既存住宅(新築から10年以上経過した住宅で、R5.3.31までに取得した住宅に限る)で、一定の住宅性能を満たす改修工事(安全性、耐震性、快適性、エネルギー使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事)を行った上、取得の日から2年以内に耐震基準適合要件を満たすものとして個人に譲渡し、当該個人が自己の居住の用に供した場合 																			
	控除額	<p>新築年月日に応じて次の額を価格から控除します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の新築年月日</th> <th>控除額</th> <th>住宅の新築年月日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S29.7.1 ~ S38.12.31</td> <td>100万円</td> <td>S56.7.1 ~ S60.6.30</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>S39.1.1 ~ S47.12.31</td> <td>150万円</td> <td>S60.7.1 ~ H 1.3.31</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>S48.1.1 ~ S50.12.31</td> <td>230万円</td> <td>H 1.4.1 ~ H 9.3.31</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>S51.1.1 ~ S56. 6.30</td> <td>350万円</td> <td>H 9.4.1 ~</td> <td>1,200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記の軽減の要件欄③ウ,エに該当する場合は、控除額に税率を乗じた額を減額</p>	住宅の新築年月日	控除額	住宅の新築年月日	控除額	S29.7.1 ~ S38.12.31	100万円	S56.7.1 ~ S60.6.30	420万円	S39.1.1 ~ S47.12.31	150万円	S60.7.1 ~ H 1.3.31	450万円	S48.1.1 ~ S50.12.31	230万円	H 1.4.1 ~ H 9.3.31	1,000万円	S51.1.1 ~ S56. 6.30	350万円	H 9.4.1 ~
住宅の新築年月日	控除額	住宅の新築年月日	控除額																		
S29.7.1 ~ S38.12.31	100万円	S56.7.1 ~ S60.6.30	420万円																		
S39.1.1 ~ S47.12.31	150万円	S60.7.1 ~ H 1.3.31	450万円																		
S48.1.1 ~ S50.12.31	230万円	H 1.4.1 ~ H 9.3.31	1,000万円																		
S51.1.1 ~ S56. 6.30	350万円	H 9.4.1 ~	1,200万円																		

▶ 不動産取得税 Q & A

- Q 1** 「相続時精算課税制度」を選択した贈与により不動産を取得したときには、不動産取得税は課税されますか？
- A 1** 相続時精算課税制度は、贈与を受ける場合に選択できる贈与税(国税)の課税制度の一つであり、贈与による取得に該当するため、不動産取得税は課税されます。(相続による取得の場合は課税されません。)
※相続時精算課税制度については、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- Q 2** 住宅の取得者が単身赴任中(配偶者は取得した住宅に居住)なのですが、減額になりますか？
- A 2** その住宅が新築(又は建売により新築未使用住宅を購入)された特例適用住宅の場合は、価格の控除が適用されます。
中古住宅の取得については、一定の条件を満たす場合に減額の対象となることがありますので、不動産の所在地を管轄する広域本部課税担当課にお尋ねください。
- Q 3** カーポートやブロック塀にも課税されますか？
- A 3** 一概には言えませんが、周壁のないカーポートや家屋と一体でないブロック塀は家屋でないので、課税対象とはなりません。
- Q 4** 二世帯住宅の減額はどのようになりますか？
- A 4** 構造上の独立性(各世帯間が壁やドア等により遮断されていること)、利用上の独立性(各世帯が独立した玄関を有するなど、各世帯がそれぞれの専有部分だけで生活できるよう専用の設備がそれぞれ備わっていること)の要件を全て満たしている場合は、各戸につき価格の控除が適用されます。詳細は、不動産の所在地を管轄する広域本部課税担当課にお尋ねください。
- Q 5** 店舗兼住宅の減額はどのようになりますか？
- A 5** 店舗部分と住宅部分を別個に評価したうえ、特例適用住宅に該当する住宅部分のみ価格控除が適用されます。なお、特例適用住宅の面積要件に店舗部分は含まれません。
- Q 6** 不動産を等価交換したのですが税金はかかりますか？
- A 6** 等価交換により金銭の授受がなかったとしても不動産取得税は課税されます。
- Q 7** 家屋を1,500万円で購入したのですが、税金はいくらになりますか？
- A 7** 家屋は、固定資産課税台帳に登録されている価格、または、県・市町村において固定資産評価基準に基づき調査・決定した価格により課税しますので、購入価格から税額を算定することはできません。
- Q 8** 公共事業により不動産を譲渡して代わりにの不動産を取得しましたが、不動産取得税の軽減はありますか？
- A 8** 土地収用法等に基づく公共事業の用に供するため不動産を収用され、または、譲渡し補償金を受けた人が、代わりにの不動産を取得した場合、一定の要件に該当するときは不動産取得税が軽減されます。詳細は、不動産の所在地を管轄する広域本部課税担当課にお尋ねください。

県たばこ税

県たばこ税は、製造たばこ（紙巻たばこ、葉巻及び加熱式たばこなど）の製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者が、県内の小売販売業者に製造たばこを売渡したときに課される税金です。

▶ 納める人（納税義務者）

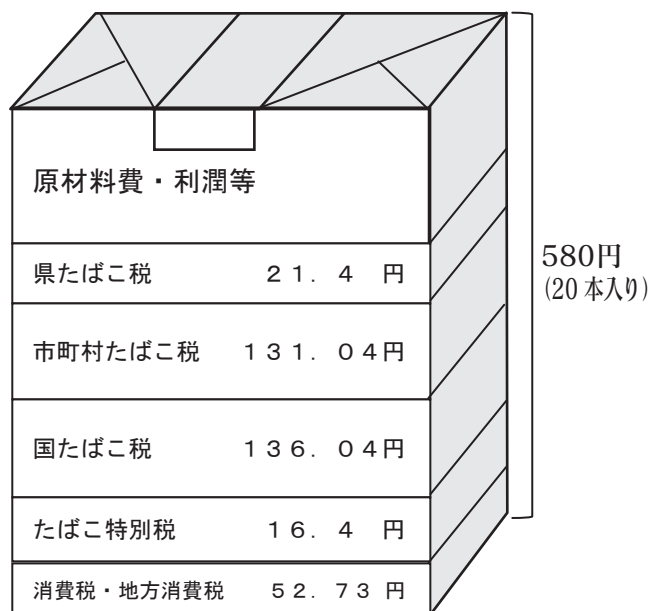
製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者

※県たばこ税は、国や市町村のたばこ税と同じように商品価格に上乘せされますので、最終的にはたばこの消費者が負担することとなります。

▶ 納める額

(円/1,000本)

区 分		R3.10.1～
地方税	道府県たばこ税	1,070
	市町村たばこ税	6,552
国 税	たばこ税	6,802
	たばこ特別税	820
合 計		15,244



平成27年度税制改正及び平成30年度税制改正におけるたばこ税関係法令の改正により、たばこ税及びたばこ特別税並びに道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率が引き上げられました（たばこ特別税の税率は、平成30年度税制改正では税率は改正されていません。）。

激変緩和の観点から経過措置が講じられ、段階的に税率改正が実施され、最終的には令和3年10月1日に県たばこ税は1,070円となりました。

▶ 申告と納税

納税義務者である製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者が毎月の売渡分を翌月末日までに県に申告し納めます。

たばこは県内で買いましょう!

たばこ1箱(1箱580円、20本入)には、21.4円の県たばこ税が含まれています。
たばこ税は、買われた場所の県や市町村の収入になり、よりよい社会を築くために役立っています。

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対して課される税金です。

▶ 納める人

ゴルフ場を利用した人が負担する税金で、ゴルフ場の経営者（特別徴収義務者）が県に代わって徴収し、県に納めます。

▶ 納める額

1人1日につき、440円～1,200円

税率は、ホール数・利用料金等によりゴルフ場ごとに定められています。

(ゴルフ場の等級と税率)

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
税率	440円	500円	650円	800円	950円	1,090円	1,200円

▶ 非課税

次のような利用については、非課税制度があります。

非課税の適用を受けるためには、利用するゴルフ場に申出書を提出するとともに、それぞれの欄に掲げる書類等を提示又は提出する必要があります。

非課税の区分	提示が必要なもの	提出が必要なもの
年齢18歳未満の方の利用 年齢70歳以上の方の利用	運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、学生証その他年齢が確認できる書類	不要
障がい者の方の利用	精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳等	不要
国民体育大会の競技又はその公式練習としての選手の利用	氏名が確認できる書類	知事又は教育委員会が発行する証明書
学校の教育活動としての利用	氏名が確認できる書類	学校長等が発行する証明書
国際競技大会の競技又はその公式練習としての選手の利用	氏名が確認できる書類	国際競技大会の準備及び運営を行う者が発行する証明書

▶ 税金が軽減される場合

次のような利用については、利用されるゴルフ場によって税金が軽減されることがあります。

税金が軽減されるのは、これらの利用について一定以上低い利用料金の定めがあるゴルフ場に限りです。

軽減の区分	提示が必要なもの
年齢65歳以上70歳未満の方の利用	運転免許証、旅券、住民基本台帳カードその他氏名・年齢が確認できる書類
軽減税率適用競技会の選手の利用	運転免許証、旅券、住民基本台帳カードその他氏名が確認できる書類
早朝における利用等ゴルフ場の利用について制約がある場合	不要

▶ 市町村への交付

県に納められたゴルフ場利用税の70%に相当する金額は、ゴルフ場所在の市町村に交付されます。

▶ 申告と納税

ゴルフ場の経営者が、毎月徴収した税金を翌月15日までに、県に申告し、納めます。

軽油 引 取 税

バス・トラック・ダンプカーなどの燃料である軽油には、軽油引取税が課されます。

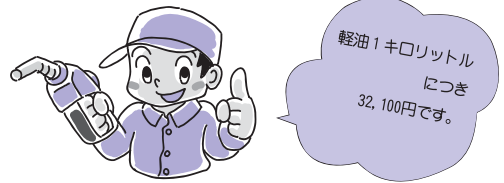
▶ 納める人（納税義務者）

元売業者・特約業者から軽油を引き取った（購入した）人が元売業者や特約業者を通じて納めます。

この税金は、軽油の代金に含まれていますので、最終的には軽油の消費者が負担することになります。

▶ 納める額

1キロリットルにつき32,100円



▶ 申告と納税

元売業者や特約業者が、軽油を購入した人から代金と一緒に預かり、ひと月分を翌月末日までに県に申告し納めます。

○軽油とは

地方税法においては、以下の規格を有する炭化水素油のことを言います。

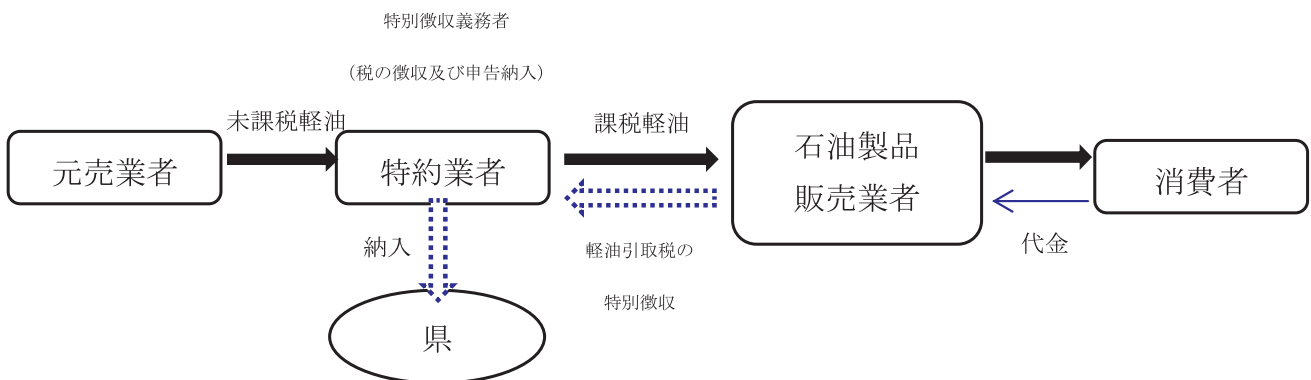
- ①比重（15℃）・・・0.8017 を超え0.8762 以下
- ②分留性状90%留出温度・・・267℃を超え400℃以下
- ③残留炭素分・・・0.2%以下
- ④引火点・・・130℃以下

※②～④の試験方法は、日本産業規格による試験方法によります。

○元売業者、特約業者とは

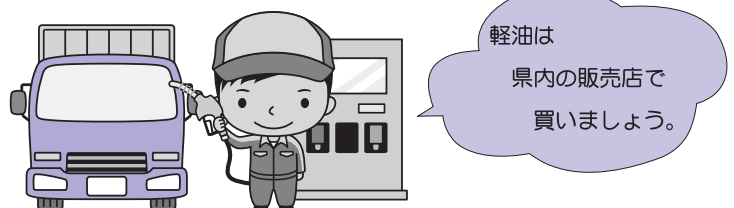
- ①元売業者
軽油の製造業者、輸入業者、販売業者で、総務大臣が指定した者
- ②特約業者
元売業者から継続的に軽油の供給を受け販売する者で、知事が指定した者

▶ 課税の流れ



▶ こんな場合にも課税されます

- ・軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造した軽油を譲渡又は販売した場合
- ・灯油や重油を自動車の燃料として譲渡又は消費した場合



▶ 事前承認が必要です

以下の場合には、事前に知事の承認が必要になり、承認のない場合は罰則が課されることがあります。

- ・軽油に灯油などを混和するとき
- ・灯油と重油を混和するなどして軽油を製造するとき
- ・灯油や重油などを自動車の燃料として譲渡するとき
- ・灯油や重油などを自動車の燃料として消費するとき

県では、不正に製造された軽油等の流通を防ぐため調査を行っています。不正軽油に関する情報がありましたら、各広域本部課税担当にお知らせください。

不正軽油は「作らない」「売らない」「買わない」「使わない」

▶ 課税免除について

特定の用途（船舶の燃料、農業における耕うん機など）に軽油を使用する場合は、一定の手続のうえ、軽油引取税が免税となる制度があります。

○課税免除の適用を受けるには

- ①あらかじめ県に申請のうえ、免税軽油使用者証の交付を受けます。
 - ②免税軽油使用者証を提示して免税証の交付申請を行い、交付を受けます。
 - ③軽油を購入するときに、免税証を元売業者・特約業者等に渡すと、免税証と引換えに軽油引取税が免除された軽油（免税軽油）を購入できます。
 - ④引取りを行った免税軽油については、その購入実績や使用実績等を報告する義務を負います。
- ※ただし、免税軽油使用者が地方税法の法令に違反した場合などには、免税軽油使用者証及び免税証を返納していただくことがあります。

▶ 政令市への交付

県に納められた軽油引取税の一部は、県内の道路面積の割合等を加味して、政令市に交付されます。

▶ 軽油引取税 Q & A

Q 廃食用油や菜種油などの油脂を原料として製造されるいわゆるバイオディーゼル燃料（BDF）にも軽油引取税が課されますか？

A BDF 100%を使用（譲渡）する場合、軽油引取税は課されません。BDFに軽油や灯油、重油等を混ぜて使用（譲渡）する場合は、軽油引取税が課され、事前の承認手続きが必要です。

ただし、BDFに軽油や灯油、重油等を混ぜて製造された燃料が、地方税法上の軽油の規格に該当しなければ、自動車の燃料として使用（譲渡）する場合のみ軽油引取税が課されます。

なお、揮発油等の品質の確保等に関する法律により、軽油にBDFを混ぜる場合の条件（BDFの割合が5%以下等）が定められており、この条件に適合しないものを自動車の燃料用の軽油として販売することは禁止されています。

軽油は県内で買いましょう!

軽油引取税は、軽油の納入地の所在する都道府県の収入となります。

自動車税

① 種別割

自動車税種別割は、自動車という財産の所有に対して課税される財産課税の一種です。
令和元年10月1日より、消費税率10%引上げに併せて、「自動車税」は自動車税の「種別割」に名称が変更されています。

▶ 納める人

県内に主たる定置場のある自動車（特殊自動車・軽自動車等を除きます）の所有者です。
ただし、売主（所有者）がその所有権を留保しているものは、買主（使用者）です。

▶ 納める額

1. 自動車の種類（乗用車・トラック・バス等）や用途（営業・自家用）、排気量等によって年税額が定められています。（詳細は次表のとおりです。）
2. 自動車税種別割は、4月1日午前0時（賦課期日）時点の所有者（使用者）に年税額で課税されますが、賦課期日後に自動車を購入（新規登録）したり廃車（抹消登録）した場合等は、月割りの税額で課税されます。

（例）自家用乗用車で排気量が1,300ccの場合

（年税額30,500円、①新規登録…7月、②抹消登録…8月に行った場合）

①新規登録…新規登録した月の翌月から月割課税

（8月～翌3月の8か月分）

$30,500円 \times 8 / 12月 = 20,300円$ （100円未満切捨て）

②抹消登録…抹消した月まで月割計算した額に減額し、差額は還付

（4月～8月の5か月分）

$30,500円 \times 5 / 12月 = 12,700円$ （100円未満切捨て）

（年額30,500円納付済みの場合は、17,800円還付されます。）

自動車税種別割の税率表（年額）

※詳しくは自動車税事務所へお尋ねください

ナンバー	車種	区 分	税 額 (円)		
			営業用	自家用	
				R1. 10. 1 以降に初回 新規登録したもの	R1. 9. 30 以前に初回 新規登録したもの
3 又 は 5	乗 用 車	総排気量が 1,000cc 以下	7,500	25,000	29,500
		総排気量が 1,000cc を超え 1,500cc 以下	8,500	30,500	34,500
		総排気量が 1,500cc を超え 2,000cc 以下	9,500	36,000	39,500
		総排気量が 2,000cc を超え 2,500cc 以下	13,800	43,500	45,000
		総排気量が 2,500cc を超え 3,000cc 以下	15,700	50,000	51,000
		総排気量が 3,000cc を超え 3,500cc 以下	17,900	57,000	58,000
		総排気量が 3,500cc を超え 4,000cc 以下	20,500	65,500	66,500
		総排気量が 4,000cc を超え 4,500cc 以下	23,600	75,500	76,500
		総排気量が 4,500cc を超え 6,000cc 以下	27,200	87,000	88,000
		総排気量が 6,000cc を超えるもの 電気自動車	40,700 7,500	110,000 25,000	111,000 29,500

ナンバー	車種	区 分	税 額 (円)	
			営業用	自家用
1	ト ラ ッ ク	積載量が 1t 以下	6,500	8,000
		積載量が 1t を超え 2t 以下	9,000	11,500
		積載量が 2t を超え 3t 以下	12,000	16,000
又 は 4	貨 客 兼 用 車	1 t 以下	10,200	13,200
		電気自動車	10,200	13,200
		排気量が 1,000cc 以下	11,200	14,300
		排気量が 1,000cc を超え 1,500cc 以下	12,800	16,000
		排気量が 1,500cc を超えるもの		
		2 t 以下	12,700	16,700
		電気自動車	12,700	16,700
		排気量が 1,000cc 以下	13,700	17,800
排気量が 1,000cc を超え 1,500cc 以下	15,300	19,500		
排気量が 1,500cc を超えるもの				

ナンバー	車種	区 分	税 額 (円)	
			営業用	自家用
8	特種車	霊きゆう車	12,000	16,000
		キャンピングトレーラー等 普通自動車に属するもの 小型自動車に属するもの		10,200 5,300
		その他 普通自動車に属するもの 四輪以上の小型自動車に属するもの 三輪の小型自動車に属するもの	27,500 17,500 8,500	36,000 23,500 11,000

ナンバー	車種	区 分	税 額 (円)	
			R1. 10. 1 以降に 初回新規登録したもの	R1. 9. 30 以前に 初回新規登録したもの
8	特種車	キャンピング車		
		総排気量が 1,000cc 以下	20,000	23,600
		総排気量が 1,000cc を超え 1,500cc 以下	24,400	27,600
		総排気量が 1,500cc を超え 2,000cc 以下	28,800	31,600
		総排気量が 2,000cc を超え 2,500cc 以下	34,800	36,000
		総排気量が 2,500cc を超え 3,000cc 以下	40,000	40,800
		総排気量が 3,000cc を超え 3,500cc 以下	45,600	46,400
		総排気量が 3,500cc を超え 4,000cc 以下	52,400	53,200
		総排気量が 4,000cc を超え 4,500cc 以下	60,400	61,200
		総排気量が 4,500cc を超え 6,000cc 以下 総排気量が 6,000cc を超えるもの	69,600 88,000	70,400 88,800

※令和元年 10 月 1 日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車とキャンピング車は、税率が引き下げられました。

▶ 申告と納税

申 告

自動車の新規登録・変更登録・移転登録をするときは、その登録のとき（廃車・登録事項の変更などをしたときは、その日の翌日から起算して7日以内）に自動車税事務所へ申告してください。

納 税

- ・ 4月1日午前0時現在で自動車を所有している場合は、県から送付される納税通知書により5月中に納付してください。（納税通知書は車検証に記載されている住所地に送付しますので、住所を変更した場合は、住民登録の手続きと同時に自動車の変更登録を必ず済ませてください。）
- ・ 4月1日以後に新規登録をした場合には、その登録のときに、税申告と併せて納付してください。

▶ 減 免

減免とは、税金を納める人に特別の事情があるときに、納税の義務の全部又は一部を免除することです。減免の対象となる自動車の主な例は次のとおりです。

●災害によって被害を受けた自動車。

- 障がい者の方等が所有し、使用する自動車（家族の方や障がい者だけで構成される世帯の方を常時介護する方が障がい者の通院・通学・通所・生業のために運転する場合を含む。）
- 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所の設置者が所有するバスで、主として幼児又は児童の送迎に利用されるもの。

▶ 自動車税種別割のグリーン化税制

グリーン化税制とは、既存の税制を環境配慮型に変えることをいい、窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)による地域環境汚染の社会問題化、地球温暖化の進展、加えて環境汚染に係る自動車のかかわりの大きさを考慮して、自動車環境対策の観点から、地方税の自動車税種別割に盛り込まれた制度です。概要は以下のとおりです。

1 環境負荷の小さい自動車は、税率が軽減されます。(初回新規登録の翌年度の1年間のみ)

特例対象車				税率	軽減される期間
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車 ※1				概ね75% 軽減 ※2	初回新規登録の 翌年度(1年間)分 のみ軽減
ガソリン車・ LPG車	(★★★) 平成30年排出ガス 基準50%低減 又は 平成17年排出ガス 基準75%低減 達成車	令和12年度燃費基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	営業用の 乗用車	概ね75% 軽減 ※2	
		令和12年度燃費基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成		概ね50% 軽減 ※3	
ディーゼル車	平成30年排出 ガス基準適合 又は 平成21年排出 ガス基準適合	令和12年度燃費基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成		概ね75% 軽減 ※2	
		令和12年度燃費基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成		概ね50% 軽減 ※3	

※1 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車

※2 令和4年(2022年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までに初回新規登録した場合

※3 令和4年(2022年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までに初回新規登録した場合

2 環境負荷の大きい自動車は、税率が上乗せ(重課)されます。

令和5年度(2023年度)の自動車税種別割

特例対象車		特例対象車の 初回新規登録の時期	車種	税率	重課の期間
ガソリン車・ LPG車	初回新規登録から13年を 経過した自動車	平成22年(2010年) 3月31日 以前	バス、トラック	概ね10% 上乗せ	重課となった年度から 抹消登録されるまで
			バス、トラック以外	概ね15% 上乗せ	
ディーゼル車	初回新規登録から11年を 経過した自動車	平成24年(2012年) 3月31日 以前	バス、トラック	概ね10% 上乗せ	
			バス、トラック以外	概ね15% 上乗せ	

※ 電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、一般乗合用バス、被けん引自動車は重課の対象となりません。

▶ 名義変更・登録抹消について（お願い）

自動車を買ったり、下取りに出したり、廃車したときなどは、必ず熊本運輸支局（電話050-5540-2086）で所定の登録手続きを行ってください。登録をそのままにしておくと種別割がいつまでもあなたに課税されることになります。

▶ 車検用納税証明書について（お知らせ）

平成27年4月以降の車検時から、電子化された納税情報により納税確認が行われるため、納税証明書の提示が不要になっております。

なお、これまでどおり納税証明書を提示する方法で車検を受けることもできます。

本県では、パソコンまたはスマートフォンからいつでも確認ができます。

●利用方法

右のQRコードを読み取るか、以下のアドレスをブラウザに入力し、トップページの注意事項を確認してログインしてください。

<https://kumamosyaken.info>



▶ 種別割 Q & A

Q 自動車を譲渡したり、廃車したにもかかわらず、納税通知書が届きました。なぜですか。

A 種別割は、4月1日現在の所有者・使用者の方に課税されます。

4月1日にお持ちでない自動車の納税通知書が届いた場合は、3月末までに管轄の運輸支局において名義変更や抹消登録の登録手続きがされていない可能性があります。代理人（自動車販売業者等）にこれらの登録手続きを依頼した方は、手続きが完了しているかどうか確認を行ってください。

まだ、手続きがお済みでない方は、次年度に向けて速やかに手続きを行ってください。行われない場合は、次年度以降も種別割が課税されることになります。

② 環境性能割

令和元年10月1日より、消費税率10%引上げに併せて、自動車税の「環境性能割」が導入されました。環境性能割は、自動車の取得者に課される税金です。

▶ 納める人

県内に主たる定置場のある自動車（特殊自動車・二輪車及び軽自動車を除きます）を取得した人
ただし、市町村税である軽自動車の環境性能割については、当分の間、都道府県が市町村に代わって賦課徴収することとされているため、軽自動車を取得した人も、軽自動車の環境性能割については県に申告納税してください。

▶ 納める額

$$\boxed{\text{（自動車の通常の取得価額）}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

※ 税率については、「税率」の項目を参照

▶ 自動車の通常の取得価額とは

自動車の取得のために通常要する価額です。この価額には、自動車の本体に取り付けられ、その自動車と一体になっているもの（例えばカーナビゲーション、ETC車載器、アルミホイールなど）も含まれます。

自動車は、新車、中古車を問いません。なお、無償で自動車を取得したり、その他交換などによって自動車を取得した場合にも、同車種の通常の取得価額によって課税されます。

▶ 免税点

通常の取得価額が50万円以下の場合には、課税されません。

▶ 申告と納税

運輸支局で自動車の登録又は届出をするときに、自動車税事務所へ「自動車税（種別割・環境性能割）申告書」を提出し、納税してください。

▶ 減 免

○障がい者等の減免

一定の要件のもとに障がい者の方等が所有し、使用するために取得したと認められる自動車に係る環境性能割については、申請すると減免が受けられる制度があります。この障がい者の方等の要件は、種別割の減免の要件と同じです。

※減免の申請期限：自動車の登録（申告）日の翌日から起算して30日を経過する日まで

○災害減免

災害により滅失又は損壊した自動車（以下「被災自動車」という。）の所有者が、被災自動車を抹消登録し、被災自動車が被害にあった日から6か月以内に被災自動車に代わる自動車を取得した場合には、環境性能割の減免を受けることができます。

※減免の申請期限：被災自動車に代わる自動車の取得から2か月以内

▶ 税 率（令和5年12月31日まで）

① 登録車の環境性能割の税率

区 分	税率
電気自動車（燃料電池自動車含む）、天然ガス自動車※1	非課税
プラグインハイブリッド自動車	

※1 平成30年排出ガス基準適合(3.5t以下の自動車)又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車

【乗用車】

令和12年基準：令和12年度燃費基準

令和2年基準：令和2年度燃費基準

区 分	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
ガソリン車 <small>※本区分には、同車種のガソリンハイブリッド車も含む</small>	(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減 達成車	令和12年基準85%達成 かつ 令和2年基準達成	非課税	
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準123%達成	非課税	
		令和12年基準75%達成 かつ 令和2年基準達成	1.0%	非課税
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準109%達成	1.0%	非課税
		令和12年基準65%達成 かつ 令和2年基準達成	2.0%	0.5%
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準達成	2.0%	0.5%
		令和12年基準60%達成 かつ 令和2年基準達成	2.0%	1.0%
上記以外のもの			3.0%	2.0%
LPG車	(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減 達成車	令和12年基準85%達成 かつ 令和2年基準達成	非課税	
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準123%達成	非課税	
		令和12年基準75%達成 かつ 令和2年基準達成	1.0%	非課税
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準109%達成	1.0%	非課税
		令和12年基準65%達成 かつ 令和2年基準達成	2.0%	0.5%
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準達成	2.0%	0.5%
		令和12年基準60%達成 かつ 令和2年基準達成	2.0%	1.0%
上記以外のもの			3.0%	2.0%
ディーゼル車 <small>※本区分には、同車種のディーゼルハイブリッド車も含む</small>	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準適合	令和12年基準85%達成 かつ 令和2年基準達成	非課税	
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準123%達成	非課税	
		令和12年基準75%達成 かつ 令和2年基準達成	非課税	
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準109%達成	非課税	
		令和12年基準65%達成 かつ 令和2年基準達成	非課税	
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準達成	非課税	
		令和12年基準60%達成 かつ 令和2年基準達成	非課税	
		上記以外のもの		
上記以外のもの			3.0%	2.0%

【2.5t以下のトラック】

平成27年基準：平成27年度燃費基準

区 分	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
ガソリン車 ※本区分には、同車種のガソリンハイブリッド車も含む	(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成車	平成27年基準+25%達成	非課税	
		平成27年基準+20%達成	1.0%	0.5%
		平成27年基準+15%達成	2.0%	1.0%
	上記以外のもの(ディーゼル車等)		3.0%	2.0%

【2.5t超3.5t以下のトラック】

平成27年基準：平成27年度燃費基準

区 分	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
ガソリン車 ※本区分には、同車種のガソリンハイブリッド車も含む	(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成車	平成27年基準+15%達成	非課税	
		平成27年基準+10%達成	1.0%	0.5%
		平成27年基準+5%達成	2.0%	1.0%
	(★★★) 平成30年排出ガス基準25%低減 又は 平成17年排出ガス基準50%低減達成車	平成27年基準+20%達成	非課税	
		平成27年基準+15%達成	1.0%	0.5%
		平成27年基準+10%達成	2.0%	1.0%
	上記以外のもの		3.0%	2.0%
	ディーゼル車 ※本区分には、同車種のディーゼルハイブリッド車も含む	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準値よりNox・PMともに10%低減達成車	平成27年基準+15%達成	非課税
平成27年基準+10%達成			1.0%	0.5%
平成27年基準+5%達成			2.0%	1.0%
平成21年排出ガス基準適合		平成27年基準+20%達成	非課税	
		平成27年基準+15%達成	1.0%	0.5%
		平成27年基準+10%達成	2.0%	1.0%
上記以外のもの		3.0%	2.0%	

【3.5t超トラック】

平成27年基準：平成27年度燃費基準

区 分	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
ディーゼル車 ※本区分には、同車種のディーゼルハイブリッド車も含む	平成28年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準値よりNox・PMともに10%低減達成車	平成27年基準+10%達成	非課税	
		平成27年基準+5%達成	1.0%	0.5%
		平成27年基準達成	2.0%	1.0%
		上記以外のもの		3.0%

【2.5t以下のバス】

令和2年基準：令和2年度燃費基準
平成27年基準：平成27年度燃費基準

区 分		排ガス要件	燃費要件	税率	
				自家用	営業用
ガソリン車	車両総重量 2.5t以下のバス ※本区分には、同車種のガソリンハイブリッド車も含む	(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成車	令和2年基準+5%達成	非課税	
			令和2年基準達成	1.0%	0.5%
			平成27年基準+15%達成	2.0%	1.0%
		上記以外のもの(ディーゼル車等)			3.0%

【2.5t超3.5t以下のバス】

令和2年基準：令和2年度燃費基準
平成27年基準：平成27年度燃費基準

区 分		排ガス要件	燃費要件	税率		
				自家用	営業用	
ガソリン車	車両総重量 2.5t超3.5t以下のバス ※本区分には、同車種のガソリンハイブリッド車も含む	(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成車	平成27年基準+15%達成	非課税		
			平成27年基準+10%達成	1.0%	0.5%	
			平成27年基準+5%達成	2.0%	1.0%	
		(★★★) 平成30年排出ガス基準25%低減 又は 平成17年排出ガス基準50%低減達成車	令和2年基準達成	非課税		
			平成27年基準+15%達成	1.0%	0.5%	
			平成27年基準+10%達成	2.0%	1.0%	
		上記以外のもの			3.0%	2.0%
		ディーゼル車	車両総重量 2.5t超3.5t以下のバス ※本区分には、同車種のディーゼルハイブリッド車も含む	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準値よりNox・PMともに10%低減達成車	平成27年基準+15%達成	非課税
平成27年基準+10%達成	1.0%				0.5%	
平成27年基準+5%達成	2.0%				1.0%	
平成21年排出ガス基準適合	令和2年基準達成			非課税		
	平成27年基準+15%達成			1.0%	0.5%	
	平成27年基準+10%達成			2.0%	1.0%	
上記以外のもの				3.0%	2.0%	

【3.5t超バス】

平成27年基準：平成27年度燃費基準

区 分	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
ディーゼル車 ※本区分には、同車種のディーゼルハイブリッド車も含む	平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準値よりNox・PMともに10%低減達成車	平成27年基準+10%達成	非課税	
		平成27年基準+5%達成	1.0%	0.5%
		平成27年基準達成	2.0%	1.0%
		上記以外のもの	3.0%	2.0%

② 軽自動車の環境性能割の税率

区 分	税率
電気軽自動車(燃料電池自動車含む) 天然ガス軽自動車※	非課税

※ 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車

【乗用車】

令和12年基準：令和12年度燃費基準

令和2年基準：令和2年度燃費基準

区 分	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
乗用車(軽自動車) ※本区分には、同車種のガソリンハイブリッド車も含む	(★★★★) 平成30年排出ガス基準値より50%以上低減又は平成17年排出ガス基準値より75%以上低減	令和12年基準75%達成 かつ 令和2年基準達成	非課税	
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準109%達成	非課税	
		令和12年基準60%達成 かつ 令和2年基準達成	1.0%	0.5%
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準達成		
		令和12年基準55%達成	2.0%	1.0%
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準80%達成		
上記以外のもの	2.0%	2.0%		

【2.5t以下のトラック】

平成27年基準：平成27年度燃費基準

区 分	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
車両総重量2.5t以下のトラック(軽自動車) ※本区分には、同車種のガソリンハイブリッド車も含む	(★★★★) 平成30年排出ガス基準値より50%以上低減又は平成17年排出ガス基準値より75%低減	平成27年基準+25%達成	非課税	
		平成27年基準+20%達成	1.0%	0.5%
		平成27年基準+15%達成	2.0%	1.0%
		上記以外のもの	2.0%	2.0%

▶ 税 率（令和6年1月1日～令和7年3月31日まで）

① 登録車の環境性能割の税率

区 分	税率
電気自動車（燃料電池自動車含む）、天然ガス自動車※1	非課税
プラグインハイブリッド自動車	

※1 平成30年排出ガス基準適合(3.5t以下の自動車)又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車

【乗用車】

令和12年基準：令和12年度燃費基準

令和2年基準：令和2年度燃費基準

区 分	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
ガソリン車 <small>※本区分には、同車種のガソリンハイブリッド車も含む</small>	(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減 達成車	令和12年基準85%達成 かつ 令和2年基準達成	非課税	
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準123%達成		
		令和12年基準80%達成 かつ 令和2年基準達成	1.0%	非課税
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準116%達成		
		令和12年基準70%達成 かつ 令和2年基準達成	2.0%	0.5%
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準102%達成		
		令和12年基準60%達成 かつ 令和2年基準達成	3.0%	1.0%
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準達成		
上記以外のもの			3.0%	2.0%
LPG車	(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減 達成車	令和12年基準85%達成 かつ 令和2年基準達成	非課税	
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準123%達成		
		令和12年基準80%達成 かつ 令和2年基準達成	1.0%	非課税
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準116%達成		
		令和12年基準70%達成 かつ 令和2年基準達成	2.0%	0.5%
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準102%達成		
		令和12年基準60%達成 かつ 令和2年基準達成	3.0%	1.0%
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準達成		
上記以外のもの			3.0%	2.0%
ディーゼル車 <small>※本区分には、同車種のディーゼルハイブリッド車も含む</small>	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準適合	令和12年基準85%達成 かつ 令和2年基準達成	非課税	
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準123%達成		
		令和12年基準80%達成 かつ 令和2年基準達成	1.0%	非課税
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準116%達成		
		令和12年基準70%達成 かつ 令和2年基準達成	2.0%	0.5%
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準102%達成		
		令和12年基準60%達成 かつ 令和2年基準達成	3.0%	1.0%
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準達成		
上記以外のもの			3.0%	2.0%

【2.5t以下のトラック】

令和4年基準：令和4年度燃費基準

区分	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
ガソリン車 ※本区分には、同車種のガソリンハイブリッド車も含む	(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成車	令和4年基準105%達成	非課税	
		令和4年基準達成	1.0%	0.5%
		令和4年基準95%達成	2.0%	1.0%
	上記以外のもの(ディーゼル車等)		3.0%	2.0%

【2.5t超3.5t以下のトラック】

令和4年基準：令和4年度燃費基準

区分	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
ガソリン車 ※本区分には、同車種のガソリンハイブリッド車も含む	(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成車	令和4年基準達成	非課税	
		令和4年基準95%達成	1.0%	0.5%
	(★★★) 平成30年排出ガス基準25%低減 又は 平成17年排出ガス基準50%低減達成車	令和4年基準105%達成	非課税	
		令和4年基準達成	1.0%	0.5%
		令和4年基準95%達成	2.0%	1.0%
	上記以外のもの		3.0%	2.0%
ディーゼル車 ※本区分には、同車種のディーゼルハイブリッド車も含む	平成30年排出ガス基準適合又は 平成21年排出ガス基準値よりNox・PMともに 10%低減達成車	令和4年基準達成	非課税	
		令和4年基準95%達成	1.0%	0.5%
	平成21年排出ガス基準適合	令和4年基準105%達成	非課税	
		令和4年基準達成	1.0%	0.5%
		令和4年基準95%達成	2.0%	1.0%
	上記以外のもの		3.0%	2.0%

【3.5t超トラック】

平成27年基準：平成27年度燃費基準

区分	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
ディーゼル車 ※本区分には、同車種のディーゼルハイブリッド車も含む	平成28年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準値より Nox・PMともに 10%低減達成車	平成27年基準+15%達成	非課税	
		平成27年基準+10%達成	1.0%	0.5%
		平成27年基準+5%達成	2.0%	1.0%
	上記以外のもの		3.0%	2.0%

【3.5t以下のバス】

令和2年基準：令和2年度燃費基準

区分	排ガス要件	燃費要件	税率		
			自家用	営業用	
ガソリン車	車両総重量 3.5t以下のバス ※本区分には、同車種のガソリンハイブリッド車も含む	(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車	令和2年基準105%達成	非課税	
			令和2年基準達成	1.0%	0.5%
		(★★★) 平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車	令和2年基準110%達成	非課税	
			令和2年基準105%達成	1.0%	0.5%
			令和2年基準達成	2.0%	1.0%
			上記以外のもの	3.0%	2.0%
ディーゼル車	車両総重量 3.5t以下のバス ※本区分には、同車種のディーゼルハイブリッド車も含む	平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準値よりNox・PMともに10%低減達成車	令和2年基準105%達成	非課税	
			令和2年基準達成	1.0%	0.5%
		平成21年排出ガス基準適合	令和2年基準110%達成	非課税	
			令和2年基準105%達成	1.0%	0.5%
			令和2年基準達成	2.0%	1.0%
			上記以外のもの	3.0%	2.0%

【3.5t超のバス】

平成27年基準：平成27年度燃費基準

区分	排ガス要件	燃費要件	税率		
			自家用	営業用	
ディーゼル車	車両総重量 3.5t超のバス ※本区分には、同車種のディーゼルハイブリッド車も含む	平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準値よりNox・PMともに10%低減達成車	平成27年基準+15%達成	非課税	
			平成27年基準+10%達成	1.0%	0.5%
			平成27年基準+5%達成	2.0%	1.0%
			上記以外のもの	3.0%	2.0%

② 軽自動車の環境性能割の税率

区 分	税率
電気軽自動車(燃料電池自動車含む) 天然ガス軽自動車※1	非課税

※1 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車

【乗用車】

令和12年基準：令和12年度燃費基準

令和2年基準：令和2年度燃費基準

区 分	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
ガソリン車 <small>※本区分には、同車種のガソリンハイブリッド車も含む</small>	(★★★★) 平成30年排出ガス基準値より50%以上低減 又は 平成17年排出ガス基準値より75%以上低減	令和12年基準80%達成 かつ 令和2年基準達成	非課税	
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準116%達成		
		令和12年基準70%達成 かつ 令和2年基準達成	1.0%	0.5%
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準102%達成		
		令和12年基準60%達成 かつ 令和2年基準達成	2.0%	1.0%
		令和12年基準算定未了の場合 令和2年基準達成		
上記以外のもの			2.0%	2.0%

※2 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車

【2.5t以下のトラック】

令和4年基準：令和4年度燃費基準

区 分	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
ガソリン車 <small>※本区分には、同車種のガソリンハイブリッド車も含む</small>	(★★★★) 平成30年排出ガス基準値より50%以上低減 又は 平成17年排出ガス基準値より75%低減	令和4年基準105%達成	非課税	
		令和4年基準達成	1.0%	0.5%
		令和4年基準95%達成	2.0%	1.0%
上記以外のもの			2.0%	2.0%

▶ 課税標準の特例

バス事業者やタクシー事業者が導入するバリアフリー車両及び先進安全自動車（ASV）の取得に対しては、以下のとおり軽減措置が講じられています。

① バリアフリー対応バス・タクシーに係る特例措置（初回新規登録時における軽減措置）（令和7年3月31日まで）

区 分		特例内容（課税標準の特例）
ノンステップバス（路線バス）		取得価額から 1,000 万円控除
リフト付きバス（路線バス）	乗車定員30人以上の空港アクセスバス	取得価額から 800 万円控除
	乗車定員30人以上	取得価額から 650 万円控除
	乗車定員30人未満	取得価額から 200 万円控除
ユニバーサルデザインタクシー		取得価額から 100 万円控除

② 先進安全自動車（ASV）に係る特例措置（初回新規登録時における軽減措置）

（令和6年4月30日まで）

対象車両	対象装備	車両総重量	取得価額からの控除額
トラック （トレーラー（被けん引車）を除く）	側方衝突警報装置 ＋ 衝突被害軽減ブレーキ （歩行者検知機能付き）	8 t 超	350万円
トラック （トレーラー（被けん引車）を除く）	側方衝突警報装置	8 t 超	175万円

（令和7年3月31日まで）

対象車両	対象装備	車両総重量	取得価額からの控除額
バス等	衝突被害軽減ブレーキ （歩行者検知機能付き）	-	175万円
トラック （トレーラー（被けん引車）を除く）	衝突被害軽減ブレーキ （歩行者検知機能付き）	3.5 t 超	175万円

衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)、車両安定性制御装置(EVSC)、車線逸脱警報装置(LDWS)は、全車装着義務化済み

▶ 市町村への交付

県に納められた環境性能割の40.85%に相当する金額は、県内の市町村に交付されます。

政令市には環境性能割の33.25%に相当する金額に県内の国道・県道のうち政令市に所在する国道・県道の割合を乗じた金額が加算して交付されます。

▶ 環境性能割 Q & A

Q 自動車の所有者が死亡し、家族に移転登録しましたが、環境性能割を納付する必要はありますか？

A 自動車の所有者が死亡し、法定相続人がその自動車を相続により取得した場合は環境性能割は課税されません。

▶ 自動車と税金

	国 税	県 税	市町村税
自動車を取得した時	自動車重量税	自動車税の 環境性能割	軽自動車税の 環境性能割
自動車を所有（保有）して いる時	自動車重量税 （車検を受けるとき）	自動車税の 種別割	軽自動車税の 種別割
運転する場合（燃料）	揮発油税（ガソリン） 地方揮発油税（ガソリン） 石油ガス税（LPG）	軽油引取税（軽油）	

鉦物を掘採し取得するには、鉦業権によらなければなりません。(鉦業法第7条)。

鉦区税は、このような鉦業権という権利を有することに対して課税される一種の特権税的性格をもつものです。

▶ 納める人

県内に鉦区を持っている鉦業権者に課税されます。

※特定鉦区制度に伴う試掘権のみなし存続期間における試掘権者も課税されます。

▶ 税 率

区 分	鉦区の種類	税 率
砂鉦を目的としない 鉦業権の鉦区	試掘鉦区	面積100アールごとに……………年額200円
	採掘鉦区	〃……………年額400円
砂鉦を目的とする 鉦業権の鉦区	河床に存しないもの	面積100アールごとに……………年額200円
	河床に存するもの	河床の延長1,000メートルごとに…年額600円
石油や可燃性天然ガスを 目的とする鉦業権の鉦区	試掘鉦区	面積100アールごとに…年額200円×2/3
	採掘鉦区	〃……………年額400円×2/3

(注) 4月1日以後年度の途中で鉦業権の設定、消滅があった場合には、月割計算によります。

▶ 申告と納税

申 告

鉦業権の取得、消滅、又は住所等を変更した日から7日以内

納 税

毎年4月1日時点で鉦業権を持っている人は、県から送付される納税通知書(納付書)により5月1日から5月31日までの間に納税してください。

賦課期日後に鉦業権を取得したり、消滅したりした場合は、月割の税額で課税されます。



▶ 関 連 税

鉦産税(市町村税)

鉦物の掘採事業に対して課税される税金です。

▶ 鉦区税Q & A

Q 鉦業権(採掘鉦区)を7月10日に新しく設定した場合、税金はいくらかかりますか？

(鉦物：石灰石、鉦区の面積：30,000アール)

A 年度の途中で鉦業権の設定があった場合には、設定のあった月の翌月から月割計算となります。

上記の場合は、次のとおりとなります。

$$400円 \times 300百アール \times 8 / 12 = \underline{\underline{80,000円}}$$

狩 猟 税

狩猟税は、狩猟者の登録を受ける人に対して課される税金で、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の費用にあてられます。

平成31年度地方税法改正により、対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者登録について、狩猟税は課税免除となりました。（令和6年3月31日まで。）



▶ 納める人

狩猟者の登録を受ける人

▶ 納める額

免許の種類	税率の区分	登録の種類	県内全域の登録	許可捕獲等を行った者等に係る狩猟者の登録（※） (税率 1/2)	放鳥獣猟区 のみの登録 (税率 1/4)	放鳥獣猟区 のみの登録を受 けていた者が 受ける県内全 域の登録 (税率 3/4)
		当該年度の道府県民税の所得割額の納付の有無等				
第一種銃猟免許	1号	①所得割額の納付を要する者 ②所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）	円 16,500	円 8,200	円 4,100	円 12,300
	2号	③所得割額の納付を要しない者（②に該当する人を除く。） ④所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族で、農業、水産業又は林業に従事している者	11,000	5,500	2,700	8,200
網な銃猟免許	3号	⑤所得割額の納付を要する者 ⑥所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）	8,200	4,100	2,000	6,100
	4号	⑦所得割額の納付を要しない者（⑥に該当する人を除く。） ⑧所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族で、農業、水産業又は林業に従事している者	5,500	2,700	1,300	4,100
第一種銃猟免許	5号	⑨第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500	2,700	1,300	4,100

（※） 熊本県税条例附則第13条の3第1項又は第2項の規定により軽減税率が適用される狩猟者の登録に限ります。

▶ 納 税

狩猟者の登録を受ける際に、熊本県の収入証紙を購入し納税します。なお、県民税の所得割額の納付を要しない人で2号及び4号の税率を用いる場合は、市町村からその旨の証明を受ける必要があります。

▶ 狩猟税Q & A

Q 1 「放鳥獣猟区」とは何ですか？

A 1 狩猟鳥獣の生息数を確保しながら、秩序ある安全な狩猟を行うため、放鳥獣等により積極的に狩猟鳥獣の保護繁殖を図る一方、猟場の一部を区切って排他的に入猟者数、入猟日、捕獲対象鳥獣及び捕獲数の制限等を行う区域のことです。

国内では山梨県（本栖放鳥獣猟区）にあり、本県内にはありません。

Q 2 免許の種類とありますが、具体的にどのような違いがあるのですか？

A 2 第一種銃猟免許：銃器（装薬銃（ライフル銃・散弾銃）、空気銃）を使用して狩猟が可能

第二種銃猟免許：空気銃を使用して狩猟が可能

網猟免許：むそう網、はり網、つき網、なげ網を使用して狩猟が可能

わな猟免許：くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな（農業者又は林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置する場合は、免許がなくても使用可能）を使用して狩猟が可能

Q 3 「対象鳥獣捕獲員」とは何ですか？

A 3 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき有害鳥獣の捕獲等に従事する者をいいます。

なお、詳しくは農林水産部農村振興局むらづくり課（TEL096-333-2416）までお尋ねください。

Q 4 狩猟、狩猟免許に関する問い合わせをしたいのですが。

A 4 環境生活部 環境局自然保護課（TEL096-333-2275）または各地域振興局林務課（森林保全課）までお尋ねください。

産業廃棄物税

産業廃棄物税は、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用にあてられる目的税です。

▶ 納める人

- 産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した排出事業者・中間処理業者の方が負担する税金で、最終処分業者（特別徴収義務者）が県に代わって徴収し、県に納めます（申告納入）。
※産業廃棄物の最終処分を市町村や一部事務組合が管理運営する一般廃棄物最終処分場において行う場合も含まれます。
- 事業者が自ら排出した産業廃棄物を、自己設置の最終処分場に埋立処分する場合には、自ら県に納めることとなります（申告納付）。

▶ 納める額

産業廃棄物 1 トンにつき 1,000円

産業廃棄物の重量の測定が困難な場合は、換算係数で換算した重量となります。

▶ 申告と納税

年 4 回県に申告し、納めることになっています。

対象期間	申告納期限
1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	翌年1月末日

▶ 産業廃棄物税 Q & A

Q 1 排出された廃棄物にはすべて課税されるのですか。

A 1 排出された産業廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入されるものが課税対象となります。
※産業廃棄物の収集運搬には課税されません。

Q 2 産業廃棄物を中間処理する場合は課税されるのですか。

A 2 産業廃棄物を中間処理する場合、中間処理後に最終処分場に搬入される残さについては課税されます。この場合、中間処理業者は税額分を上乗せした中間処理料金を排出事業者に請求することになるため、排出事業者が間接的に税相当額を負担することになります。

Q 3 市町村等が行っている「併せ産廃処理」（一般廃棄物と併せて産業廃棄物を処理すること）にも課税されるのですか。

A 3 市町村等の一般廃棄物最終処分場に産業廃棄物を埋め立てる場合も課税されます。この場合、最終処分場を有する市町村等が県に代わって排出事業者から税を徴収することになります。市町村等が設置している中間処理施設に搬入する場合も、Q 2 と同様に中間処理料金に産業廃棄物税が上乗せされることとなります。

Q 4 産業廃棄物税は誰がどのようにして納めるのですか。

A 4 排出事業者が産業廃棄物の埋立を最終処分業者に委託して行う場合は、最終処分業者が県に代わって排出事業者から税を徴収します。最終処分業者は、徴収した税をまとめて県に申告し納税します。

排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に埋め立てる場合は、排出事業者自身が県に申告し納税します。ただし、管理型最終処分場にあつては、税額の4分の1が免除されます。（申請が必要です）

Q 5 産業廃棄物税の税額はどのようにして計算するのですか。

A 5 最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量（トン）に税率をかけて求めます。
例えば、重量が1.23トンの場合の税額は1,230円となります（ $1.23 \times 1,000$ 円）。税を徴収する際に、円未満が発生した場合は切り捨てます。

Q 6 産業廃棄物の重量が分からないときはどうするのですか。（産業廃棄物を体積で計測している場合はどうするのですか。）

A 6 産業廃棄物の種類ごとに、体積（立方メートル）を重量（トン）に換算するための係数が県の規則で定められていますので、それにより重量に換算してください。

※産業廃棄物処理業者が重量を計測することができる場合は、計測した重量に基づいて、通常の税率（1トンにつき1,000円）を適用することとなります。

税金を納期限までに納められない理由がある場合は納税の猶予が認められ、災害等にあわれた場合は減免される場合があります。このような場合は、納税の猶予の申請又は減免の申請を所轄の広域本部又は自動車税事務所に提出してください。（個人県民税は市町村に提出してください。）

▶ 納税の猶予

1. 本人の財産について災害又は盗難にあったとき
2. 本人や家族が病気や負傷をしたとき
3. 事業に大きな損失を受けたり、廃業又は休業したとき
4. 軽油引取税で代金（税を含む）が売掛けとなったとき

▶ 期限の延長

災害その他やむを得ない理由により、納期限までに納税ができないとき

▶ 税額の減免

災害その他の特別な事情がある場合

主な税目	減免の対象となる理由	減免額
個人事業税	災害によって事業用資産又は、所有する住宅若しくは家財に1/2以上の損害を受けた場合等	税額の一部又は全額免除
不動産取得税	災害で不動産に1/2以上の被害を受けた場合で、被害を受けた日から三年以内に代替りの不動産を取得した場合、又は、取得した不動産が納期限までに災害で1/2以上の被害を受けた場合	不動産の税額から被害部分に相当する税額を軽減
自動車税種別割	災害で自動車に相当の損害を受けた場合	税額の1/2～全額免除
自動車税環境性能割	災害で損壊した自動車に代わる自動車を取得した場合	全額免除

※個人県民税については、市町村の条例に基づき減免されることとなります。詳細は、お住まいの市町村へお尋ねください。

※申請にあたっては、被災証明書等の書類が必要となります。

※保険金等の補てんがあった場合は、被害額から保険金等で補てんされる額を除きます。

※詳しくは、最寄りの広域本部又は自動車税事務所にお尋ねください。

▶ 県税特別措置に関する課税免除等

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、半島振興法等で指定された地域内で、製造業等の用に供する設備等の新增設をした者の事業税及び不動産取得税について、適用法令ごとに課税免除や不均一課税を行います。（県税特別措置条例）

▶ 不服の申立て

県税についての課税、徴収の処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に県知事へ「審査請求」をすることができます（ただし、地方税法第19条の4に規定する期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません）。審査請求書は、審査請求に係る処分、趣旨理由等を記載し、なるべく処分をした広域本部又は自動車税事務所を経由して提出してください。



▶ 延滞金

納期限までに県税を納めないときに徴収されるもので、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて次の率により計算されます。

延滞金の割合

- ①納期限の翌日から1か月を経過する日まで
税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額
ただし、延滞金特例基準割合（注1）が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中は当該延滞金特例基準割合+1%となります。（7.3%を上限）
- ②納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日から納税の日まで
税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額
ただし、延滞金特例基準割合（注1）が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中は当該延滞金特例基準割合+7.3%となります。

・延滞金の割合一覧表

期 間	① 納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	② 納期限の翌日から1か月を経過 する日の翌日から納税の日まで
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	年2.9%	年9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	年2.8%	年9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	年2.7%	年9.0%
平成30年1月1日から令和2年12月31日まで	年2.6%	年8.9%
令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	年2.5%	年8.8%
令和4年1月1日から令和5年12月31日まで	年2.4%	年8.7%

※注1：延滞金特例基準割合とは、「その年の前年に租税特別措置法の規定により告示された平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合」

●参考

平成25年12月31日以前の延滞金の割合

- ①納期限の翌日から1か月を経過する日まで
税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額
ただし、特例基準割合（注2）が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中は当該特例基準割合となります。
- ②納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日から納税の日まで
税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額

・延滞金の割合一覧表

期 間	① 納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	② 納期限の翌日から1か月を経過 する日の翌日から納税の日まで
平成11年12月31日以前	年7.3%	年14.6%
平成12年1月1日から平成13年12月31日まで	年4.5%	
平成14年1月1日から平成18年12月31日まで	年4.1%	
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	年4.4%	
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	年4.7%	
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで	年4.5%	
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	年4.3%	

※注2：特例基準割合とは、「前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」+4%の割合です。

▶ 加算金

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人の事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・自動車税環境性能割・軽油引取税について、事実より少なく申告をしたり、申告をしなかったり、また、税を免れようとした場合に徴収されます。

1 過少申告加算金

期限内に申告をした場合で、その申告額が実際より少額であったため、後日増額の申告をした場合または増額の更正を受けた場合に徴収されます。

納める額……………増差税額の10/100

なお、増差税額が期限内申告額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分の税額の5/100が加算されます。

2 不申告加算金

期限内に申告をしなかった場合に徴収されます。

納める額……………納める税額の5/100または15/100

なお、15/100に該当する場合で、税額が50万円を超えるときは、その超える部分の税額の5/100が加算されます。

また、15/100の不申告加算金に該当する場合で、過去5年の間に不申告加算金又は重加算金を徴収されたことがあるときは不申告加算金の対象税額に10/100の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

3 重加算金

故意に税を免れようとした場合に徴収されます。この場合には、過少申告加算金・不申告加算金の一部又は全部は徴収されません。

納める額

期限内に申告をしている場合……………増差税額の35/100

期限後に申告をしたり、申告をしなかった場合・・・納める税額の40/100

なお、過去5年の間に不申告加算金又は重加算金を徴収されたことがあるときは重加算金の対象税額に10/100の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

令和5年度税制改正による見直しについて

- 不申告加算金及び重加算金の制度の見直しが行われました。
 - ① 高額な無申告に対する不申告加算金の割合引上げ
 - 納付すべき税額が300万円を超える部分に対する加算割合が30/100に上げられます。
 - ② 一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する不申告加算金等の加重措置の整備
 - 過去5年の間に不申告加算金又は重加算金を徴収されたことがある場合は、不申告加算金及び重加算金の対象税額に10/100の割合を乗じて計算した金額を加算する制度があります（平成28年度税制改正）。
 - 今回の見直しにより、前年度及び前々年度の当該税目について、
 - ・ 不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるとき
 - ・ 不申告加算金又は重加算金を課すべきと認めるときについても上記加算制度の対象となります。
- なお、これらの改正内容は、令和6年1月1日から適用されます。

広域本部等の管轄区域

※県税に関するお問い合わせや納税の御相談は最寄りの広域本部までお願いします。
 ※地域振興局は窓口業務（県税の収納、納税証明書の発行等）のみ行います。

□ 県北広域本部
 〒861-1331
 菊池市隈府1272-10
 (菊池総合庁舎内)

■ 収税課 (0968-25-4272)
 ・ 収税業務 (窓口業務を含む)

■ 課税課 (0968-25-4124)
 (担当税目等)
 ・ 個人県民税
 ・ 個人事業税
 ・ 不動産取得税
 ・ 軽油引取税 (免税軽油を含む)
 ・ 狩猟税
 ・ 産業廃棄物税
 ・ 自動車税の減免受付

◎ 玉名地域振興局総務振興課
 〒865-0016
 玉名市岩崎1004-1
 (玉名総合庁舎内)
 (0968-74-2133)
 ・ 窓口業務

◎ 鹿本地域振興局総務振興課
 〒861-0592
 山鹿市山鹿987-3
 (山鹿市役所内)
 (0968-44-1061)
 ・ 窓口業務

◎ 阿蘇地域振興局総務振興課
 〒869-2612
 阿蘇市一の宮町宮地2402
 (阿蘇総合庁舎内)
 (0967-22-4527)
 ・ 窓口業務

□ 天草広域本部
 〒863-0013
 天草市今釜新町3530
 (天草総合庁舎内)

■ 税務課
 ○ 収税班 (0969-22-4370)
 ・ 収税業務 (窓口業務を含む)

○ 課税班 (0969-22-4239)
 (担当税目等)
 ・ 個人県民税
 ・ 個人事業税
 ・ 不動産取得税
 ・ 軽油引取税 (免税軽油を含む)
 ・ 狩猟税
 ・ 産業廃棄物税
 ・ 自動車税の減免受付



□ 県央広域本部総務部
 〒862-8571
 熊本市中央区水前寺6丁目18-1
 (熊本県庁 行政棟新館 1階)
 (096-333-3200(代))

■ 収税第一、二課 (096-333-3210)
 ・ 収税業務 (窓口業務を含む)

■ 課税第一課 (096-333-3200)
 (担当税目等)
 ・ 個人県民税
 ・ 法人県民税、法人事業税 ※
 ・ 県民税利子割、県民税配当割、
 県民税株式等譲渡所得割 ※
 ・ 個人事業税
 ・ 地方消費税 ※
 ・ 県たばこ税 ※
 ・ ゴルフ場利用税 ※
 ・ 軽油引取税 (免税軽油を含む)
 ・ 産業廃棄物税
 ・ 自動車税の減免受付

■ 課税第二課 (096-333-3200)
 (担当税目等)
 ・ 不動産取得税
 ・ 狩猟税
 ・ 鉱区税 ※

※の税については、県内全域を担当

◎ 宇城地域振興局総務振興課
 〒869-0532
 宇城市松橋町久具400-1
 (宇城総合庁舎内)
 (0964-32-1330)
 ・ 窓口業務

◎ 上益城地域振興局総務振興課
 〒861-3206
 上益城郡御船町辺田見396-1
 (上益城総合庁舎内)
 (096-282-3419)
 ・ 窓口業務

□ 自動車税事務所
 〒862-0901
 熊本市東区東町4-14-37
 (096-368-4020(代))

(担当税目等)
 ・ 自動車税の課税・減免受付
 ・ 窓口業務

□ 県南広域本部
 〒866-8555
 八代市西片町1660
 (八代総合庁舎内)

■ 収税課 (0965-33-2184)
 ・ 収税業務 (窓口業務を含む)

■ 課税課 (0965-33-3180)
 (担当税目等)
 ・ 個人県民税
 ・ 個人事業税
 ・ 不動産取得税
 ・ 軽油引取税 (免税軽油を含む)
 ・ 狩猟税
 ・ 産業廃棄物税
 ・ 自動車税の減免受付

◎ 芦北地域振興局総務振興課
 〒869-5461
 葦北郡芦北町芦北2670
 (芦北総合庁舎内)
 (0966-82-2317)
 ・ 窓口業務

◎ 球磨地域振興局総務振興課
 〒868-8503
 人吉市西間下町86-1
 (球磨総合庁舎内)
 (0966-24-5793)
 ・ 窓口業務

県央広域本部総務部 熊本市中央区水前寺6丁目18-1
〒862-8571 (熊本市庁 行政棟新館 1階)
(096)333-3200 (代)

至東バイパス
ホテル熊本テルサ
県央広域本部総務部
防災センター
県庁新館
市上下水道局
県庁本館
コンビニ
水前寺高等学園
至熊本市中心街
県庁通り
至東バイパス
至健軍

県北広域本部 菊池市隈府1272-10
〒861-1331
収税課 (0968) 25-4272
課税課 (0968) 25-4124

菊池高校
県北広域本部
菊池神社 市民広場
至菊池溪谷
菊池温泉街
国道387号線
菊池警察署
菊池市役所
コンビニ
GS
至山鹿
国道325号線
至大津
菊池女子高

県南広域本部 八代市西片町1660
〒866-8555
収税課 (0965) 33-2184
課税課 (0965) 33-3180

至熊本
至熊本
国道3号
八代IC
九州自動車道
九州新幹線
八代駅
八代市役所
八代城跡
八代臨港線
(県道八代港線)
八代駅
至水俣
至人吉
至水俣
至人吉
国道219号
球磨川
国道3号
至八代港
至八代港

天草広域本部 天草市今釜新町3530
〒863-0013
税務課収税班 (0969) 22-4370
税務課課税班 (0969) 22-4239

天草警察署
天草広域本部
天草第一病院
天草市役所
至熊本
国道324号

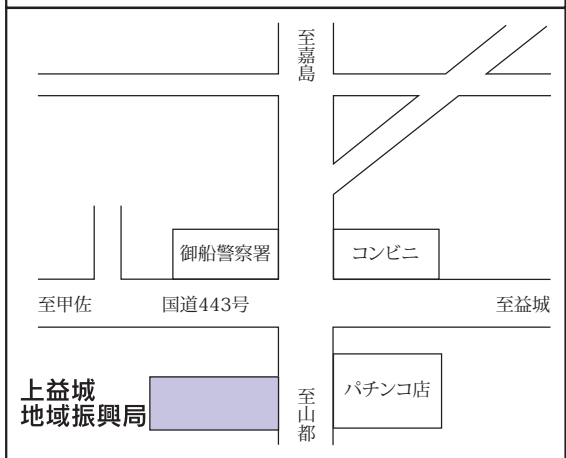
自動車税事務所 熊本市東区東町4丁目14番37号
〒862-0901 (096)368-4020 (代)

至県庁
東バイパス
自衛隊
自衛隊
第二空港線
自衛隊通り
運輸支局
自動車税事務所
東警察署
県立第二高等学校

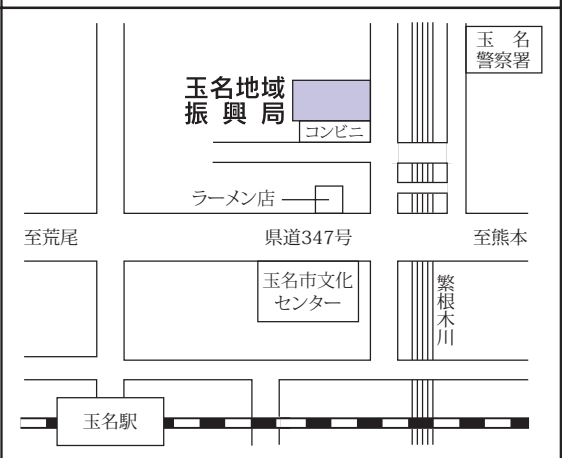
宇城地域振興局 宇城市松橋町久具400-1
〒869-0532 総務振興課(0964) 32-1330 (直)

至宇土
至美里
国道218号
宇城警察署
宇城地域振興局
至八代
旧国道3号
宇城市役所
国道3号

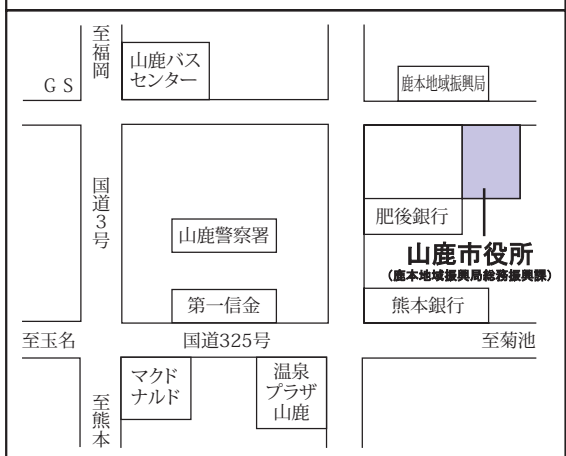
上益城地域振興局 上益城郡御船町辺田見396-1
 〒861-3206 総務振興課(096)282-3419(直)



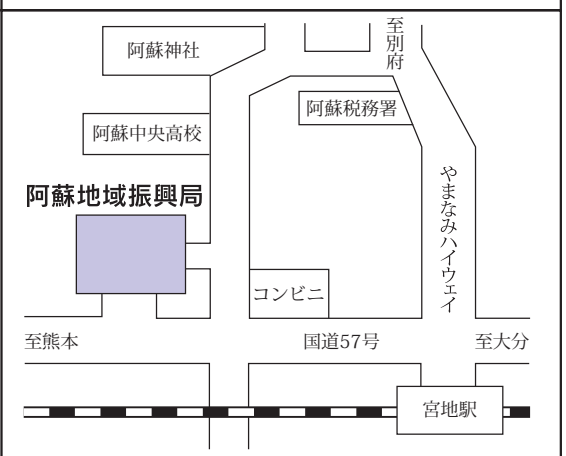
玉名地域振興局 玉名市岩崎1004-1
 〒865-0016 総務振興課(0968)74-2133(直)



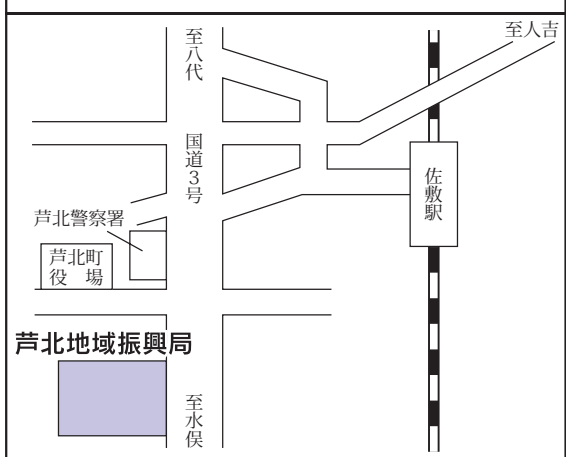
鹿本地域振興局 山鹿市山鹿987-3 (山鹿市役所内)
 〒861-0592 (0968)44-1061(直)



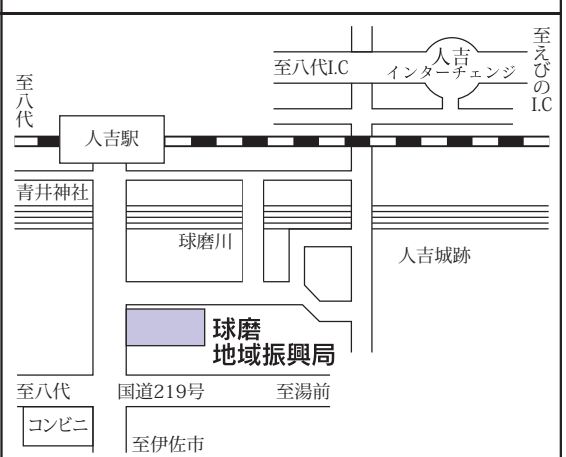
阿蘇地域振興局 阿蘇市一の宮町宮地2402
 〒869-2612 総務振興課(0967)22-4527(直)



芦北地域振興局 葦北郡芦北町芦北2670
 〒869-5461 総務振興課(0966)82-2317(直)



球磨地域振興局 人吉市西間下町86-1
 〒868-8503 総務振興課(0966)24-5793(直)



国税（所得税、法人税、相続税、贈与税など）は、電話相談センターまたは最寄りの税務署へお問い合わせください。

税務署の代表電話におかけいただいた電話は、自動音声でご案内しますので、アナウンスに従い、番号を選択していただくと、電話相談センター（音声案内『1』）または税務署（音声案内『2』）におつなぎいたします。

電話相談センターでは、国税に関する一般的なご質問やご相談について、熊本国税局電話相談センターの職員が電話でお応えいたします。

なお、税務署へご用の方や個別的な照会については、税務署へお電話ください。

税務署名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
熊本西	860-8624	熊本市西区春日2丁目10番1号	096-355-1181	熊本市(中央区、西区、南区、北区)
熊本東	862-8702	熊本市東区東町3丁目2番53号	096-369-5566	熊本市(東区)、上益城郡
八代	866-8605	八代市花園町16番地2	0965-32-3141	八代市、水俣市、八代郡、葦北郡
人吉	868-8691	人吉市寺町20番地1	0966-23-2311	人吉市、球磨郡
玉名	865-8691	玉名市岩崎273番地 玉名合同庁舎	0968-72-2125	荒尾市、玉名市、玉名郡
天草	863-8686	天草市古川町4番2号	0969-22-2510	上天草市、天草市、天草郡
山鹿	861-0591	山鹿市山鹿970番地 山鹿合同庁舎	0968-44-2181	山鹿市
菊池	861-1393	菊池市隈府874番地1	0968-25-2121	菊池市、合志市、菊池郡
宇土	869-0493	宇土市北段原町15番地 宇土合同庁舎	0964-22-0410	宇土市、宇城市、下益城郡
阿蘇	869-2693	阿蘇市一の宮町宮地1944番地	0967-22-0551	阿蘇市、阿蘇郡

市町村税（固定資産税、市町村民税、軽自動車税など）は、市役所、町村役場税務担当課へお問い合わせください。

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号
熊本市	市役所	860-8601 熊本市中央区手取本町1-1	096-328-2111(代)
	中央区役所	860-8618 熊本市中央区手取本町1-1	096-328-2181
	東区役所	862-8555 熊本市東区東本町16-30	096-367-9138
	西区役所	861-5292 熊本市西区小島2丁目7-1	096-329-1174
	南区役所	861-4189 熊本市南区富合町清藤405-3	096-357-4143
	北区役所	861-0195 熊本市北区植木町岩野238-1	096-272-1114
八代市	866-8601	八代市松江城町1-25	0965-33-4107
人吉市	868-8601	人吉市西間下町字永溝7番地1	0966-22-2111(代)
荒尾市	864-8686	荒尾市宮内出目390番地	0968-63-1111(代)
水俣市	867-8555	水俣市陣内1丁目1番1号	0966-63-1111(代)
玉名市	865-8501	玉名市岩崎163	0968-75-1114
山鹿市	861-0592	山鹿市山鹿987番地3	0968-43-1120
菊池市	861-1392	菊池市隈府888	0968-25-7206
宇土市	869-0492	宇土市浦田町51	0964-22-1111(代)
上天草市	869-3692	上天草市大矢野町上1514番地	0964-26-5519
宇城市	869-0592	宇城市松橋町大野85番地	0964-32-1487
阿蘇市	869-2695	阿蘇市一の宮町宮地504番地1	0967-22-3148
合志市	861-1195	合志市竹迫2140番地	096-248-1114
天草市	863-8631	天草市東浜町8番1号	0969-24-8808

市町村名		郵便番号	所在地	電話番号
下益城郡	美里町	861-4492	美里町馬場1100番地	0964-46-2112
上益城郡	御船町	861-3296	御船町御船995-1	096-282-1115
	嘉島町	861-3192	嘉島町上島530番地	096-237-2639
	益城町	861-2295	益城町宮園702	096-286-3116
	甲佐町	861-4696	甲佐町豊内719番地4	096-234-1112
	山都町	861-3592	山都町浜町6番地	0967-72-1128
玉名郡	玉東町	869-0303	玉東町木葉759	0968-85-3184
	和水町	865-0192	和水町江田3886	0968-86-5723
	南関町	861-0898	南関町関町64	0968-57-8502
	長洲町	869-0198	長洲町長洲2766番地	0968-78-3124
菊池郡	大津町	869-1292	大津町大津1233	096-293-3117
	菊陽町	869-1192	菊陽町久保田2800番地	096-232-4911
阿蘇郡	南小国町	869-2492	南小国町赤馬場143	0967-42-1118
	小国町	869-2592	小国町宮原1567-1	0967-46-2130
	産山村	869-2703	産山村山鹿488番地3	0967-25-2212
	高森町	869-1602	高森町高森2168番地	0967-62-1111(代)
	南阿蘇村	869-1404	南阿蘇村河陽1705番地1	0967-67-2703
	西原村	861-2492	西原村小森3259	096-279-4395
八代郡	氷川町	869-4814	氷川町島地642番地	0965-52-5853
葦北郡	芦北町	869-5498	芦北町芦北2015	0966-82-2511(代)
	津奈木町	869-5692	津奈木町小津奈木2123番地	0966-78-5544
球磨郡	錦町	868-0302	錦町一武1587番地	0966-38-1114
	あさぎり町	868-0408	あさぎり町免田東1199番地	0966-45-7212
	多良木町	868-0595	多良木町多良木1648	0966-42-1254
	湯前町	868-0621	湯前町1989-1	0966-43-4111(代)
	水上村	868-0795	水上村岩野90	0966-44-0316
	相良村	868-8501	相良村深水2500-1	0966-35-1031
	五木村	868-0201	五木村甲2672-7	0966-37-2213
	山江村	868-8502	山江村山田甲1356番地の1	0966-23-5692
	球磨村	869-6401	球磨村渡丙1730番地	0966-32-1113
天草郡	苓北町	863-2503	苓北町志岐660番地	0969-35-1115